

平成21年3月12日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課長	北	御門	敏	則
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	迎		和	泉
商	工観光課長	田	中	敏	男
都	市建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年3月12日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第1号 平成21年度鹿島市一般会計予算について
議案第2号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
議案第3号 平成21年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について
議案第4号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第5号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計予算について
議案第6号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第7号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第8号 平成21年度鹿島市水道事業会計予算について

（大綱質疑、各所管常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第26号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますこと

に厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算 1 件でございます。

それでは、議案第26号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、国の緊急雇用対策（第2次補正予算）に対応いたしまして、緊急雇用創出事業交付金事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業に要する経費を計上いたしており、予算の総額に91,631千円を追加し、補正後の総額を11,472,631千円といたすものでございます。

歳入では、県支出金として緊急雇用創出事業交付金、ふるさと雇用再生特別交付金を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、緊急雇用創出事業交付金事業として16事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業として14事業を計上いたしております。これらの計30事業により85人の新規雇用を見込んでおります。

なお、この緊急雇用対策事業は、平成21年度から平成23年度まで3カ年の継続事業として実施され、この間鹿島市においては、総額約270,000千円の事業を実施し、延べ213人程度を雇用する計画でございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第26号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号の1議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第1号～議案第8号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第1号 平成21年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成21年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計予算について、議案第6号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第8号 平成21年度鹿島市水道事業会計予算についての8議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。

まず、議案第1号について。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

おはようございます。

それでは、議案第1号 平成21年度鹿島市一般会計予算について御説明をいたします。

一般会計は、本市の行政運営の基本的経費を賄う予算であり、非常に多くの内容を含んでおります。本議案につきましては、後ほど委員会で事業内容を詳しく御説明いたしますので、財政課のほうからは予算の全体像や本市の財政状況など、総括的に要点を絞って説明をしたいというふうに思います。

しかしながら、本日の説明も若干時間を要しますので、長丁場になりますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

議案第1号 平成21年度鹿島市一般会計予算でございます。

予算の総額は11,381,000千円といたします。

継続費、債務負担行為、地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

2ページをお開きください。

一時借入金の限度額は15億円といたしております。

3ページから13ページは予算の科目別内訳と集計表でございますので、参考までにごらんください。

14ページをお開きください。

14ページは継続費でございます。

鹿島小学校の改築事業を平成21年度と22年度の2カ年にわたり継続費を設定して実施いたします。総額は829,500千円、年割ですが、平成21年度に202,800千円、平成22年度に626,700千円でございます。総額829,500千円でございます。

15ページをごらんください。

債務負担行為でございます。21年度に設定する債務負担行為は、事務機器等のリース等の契約でございます。21年度に契約を行い、22年度から26年度まで総額32,000千円の支出が発生しますので、債務負担として計上をいたしております。

16ページをお開きください。

16ページは地方債でございます。総額778,400千円の市債を発行いたしたいと思っております。全部で13事業、そのうち、臨時財政対策債は428,000千円でございます。内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

以上で予算書本体の説明を終え、説明書の説明を行います。

51ページをお開きください。

51ページは歳入歳出の事項別の明細書でございます。

予算の中身につきましては、別冊資料により御説明をいたしますので、まず説明資料の残りの部分を説明いたします。

203ページをお開きください。

203ページから210ページは給与費明細でございます。人件費の内訳を示す資料でございます。

211ページをお開きください。

211ページは、先ほど予算書のほうで説明をしました継続費に関する調書でございます。鹿島小学校改築事業で、平成21年度に202,800千円、平成22年度に626,700千円、総額829,500千円の継続費の設定でございます。財源の内訳は、総額の欄で説明します。国県支出金115,000千円、地方債506,500千円、その他の財源として公共施設建設基金より77,000千円、一般財源として131,000千円というふうに予定をしております。継続費の年割の率でございますが、一番右の欄です。21年度に24.4%、22年度に75.6%の事業を計画しております。

212ページをお開きください。

212ページから215ページ目は債務負担行為の調書でございます。

215ページの末尾に、先ほど御説明をいたしました21年度で設定をするリースの債務負担行為32,000千円が、末尾にこうなったという分でございます。

上の部分は平成20年度までに設定をいたしました債務負担行為の明細の資料でございます。それでは、予算の中身につきまして、別冊の予算参考資料により御説明をいたします。

1ページ目をお開きください。

平成21年度鹿島市の当初予算について概要を説明いたします。

一般会計予算の概要。

平成21年度の鹿島市一般会計当初予算は、総額11,381,000千円で編成しており、前年比1.9%、213,000千円の増でございます。経常経費を極力圧縮し、予算の肥大化を抑制し、重要な政策課題、投資事業を推進していく堅実かつ積極型の予算となっております。重要な政策的事業は定住促進、交流人口拡大、子育て支援の充実などでございます。

歳入予算について申し上げます。

市税は、現下の厳しい経済状況、雇用情勢を背景に、①市内企業の収益減少（法人市民税）の影響、②建物の評価がえによる減額、これは固定資産税の影響がございます。こういったことで、マイナス2.5%、74,100千円の減で見込んでおりますが、全体としては一定レベルの税収を確保する見込みでございます。

自主財源比率は38.2%、昨年が38.3%でしたので、ほぼ横ばいでございます。

地方交付税は、国が示す全体枠では2.7%の増となっておりますが、鹿島市への影響など不透明な部分がございますので、地方交付税そのものではマイナス3.0%、116,000千円の減額を見込んでおります。また、臨時財政対策債は55.1%、152,000千円の増額で計上をして

おります。地方交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な地方交付税は、当初予算段階では0.9%、36,000千円の増を見込んでおります。

これらの状況を背景にして、現段階では財政調整基金から1億円を財源不足の補てん分として繰り入れる予算編成をしております。

市債への依存度は6.8%、平成19年度は4.6%でありました。おおむね適正な範囲と認識をいたしております。

歳出予算について御説明いたします。

①人件費、②扶助費、③公債費のいわゆる義務的経費は、公債費の減によりマイナス0.5%、30,452千円の減となり、人件費も、退職手当を除けばマイナス1.0%、マイナス19,871千円となっております。退職手当を加えても伸び率は0.0%のほぼ横ばいというふうになっております。

職員数は、一般会計においては223人より220人へ3人の削減という計画でございます。職員数は、全職員を見ましても平成9年度の305人をピークに、平成21年度では247人、58人の削減、削減率19.0%というふうになっております。

また、人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等のいわゆる消費的経費は、一部事務組合の負担増などもありますが、これらの要因を除けば経常経費の伸び率ゼロの予算編成方針をほぼ実現しております。

2ページをお開きください。

公債費、市債残高について御説明をいたします。

公債費は1,534,631千円で、マイナス3.6%、58,069千円の減であります。しかしながら、繰上償還を191,403千円含んでおりますので、実質的にはもっと大きな削減率になっております。

市債残高は、ピーク時の平成12年度138億円から平成21年度には94億円、マイナス44億円へ減少する見込みです。地方交付税で償還経費が全額措置される臨時財政対策債残高29億円を差し引くと、実質的な市債残高は65億円程度になるというふうに試算しております。ピーク時からいきますと、73億円の減というふうになっております。

この65億円の償還にも、約6割の交付税措置が見込まれております。これにより、平成21年度決算は平成22年の8月ごろ公表をされますが、このときには実質公債費比率が18%を下回り、起債発行に知事の許可が必要な、いわゆる許可団体を脱する見込みでございます。

平成21年度の主要な事業につきましては、別紙資料により御説明をいたします。

投資的事業でございますが、総額1,116,601千円、258,335千円、30.1%の増で計上をいたしております。

3ページをごらんください。

3ページは、国の予算編成の指針であります地方財政計画と鹿島市の一般会計の概要につ

いて並べるという形で作った資料でございます。

数字の間違いがございますので、訂正をお願いいたします。申しわけございません。

まず、左上の「平成20年度地方財政計画」、これは「平成21年度地方財政計画」の間違いでございます。それと、右の欄の1. 財政規模の中にも「平成20年度」とあります。これも「平成21年度」の間違いでございます。もう1カ所、4項目めの税制改正等に伴う交付金等の新設・廃止ということで、左の欄の中ほどに「5.6%」という数字がありますが、これが「0.0%」の間違いでございます。申しわけございません。

要点を説明いたします。

まず、2項目めの地方税でございますが、国の指針では全般的にはマイナス10.6%が全国的には見込まれております。鹿島市においては、現段階ではマイナス2.5%というふうに試算をしております。

3項目めの地方交付税等でございますが、地方交付税は先ほども御紹介しましたように、国全体では2.7%の増となっております。しかしながら、この交付税の原資となります法定5税、欄外に書いてありますが、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税はマイナス28.3%の減収と見込まれております。

臨時財政対策債は大幅に伸びまして、81.7%の増ということで、国が示す指針によりますと、地方交付税と臨財債を合わせた額は15.0%の増というふうになっております。

これを右の欄の鹿島市に当てはめてみます。普通交付税は当初段階ではマイナス3.5%の減、特別交付税は6億円、昨年並みで計上いたしております。臨時財政対策債は55.1%の増、交付税と臨財債を合わせた額では0.9%の増ということで当初予算はスタートをしたいというふうに思っております。3ページは以上でございます。

4ページをお開きください。

4ページと5ページは、予算の状況を総額でまとめたものでございます。

まず4ページ目は、17行目の繰入金の欄をごらんください。財政調整基金の財源不足として1億円を財政調整基金より繰り入れをいたします。減債基金は268,565千円予定しております。公共施設建設基金は112,000千円、鹿島小学校改築事業へ77,000千円、浜小学校体育館の改修事業に11,000千円、放課後児童クラブの施設に24,000千円というふうに112,000千円を予定しております。

20行目の市債の欄ですが、総額778,400千円のうち、臨時財政対策債は428,000千円で一般財源として処理をするものでございます。

5ページをごらんください。

5ページの6行目、投資的事業でございますが、総額で1,116,601千円、財源の内訳で一般財源は284,565千円というふうになっておりますが、公共施設建設基金は実質的に一般財源でございますので、この一般財源の284,565千円と公共施設建設基金の112,000千円を合計

いたしますと、おおむね4億円を確保しているという状況でございます。

9ページをお開きください。

9ページは、歳入の増減の比較表でございます。

まず、黒丸を打っておりますのが、いわゆる主要一般財源と言われるものでございます。22行目に主要一般財源の合計をしております。7,643,060千円というふうに合計があります。行政の運営におきまして、この主要一般財源が一番重要でございまして、この主要一般財源の合計のピークは平成11年度と12年度、89億円ございました。現在、主要一般財源は13億円程度の減というふうになっております。この当時、平成11年度、12年度は予算規模は140億円というふうに、そういった状況で推移をしておりました。（「ページば間違うて言うとならば、6ページで言わんば」と呼ぶ者あり）あっ、済みません、6ページです。逆に見ていました。済みません、今のは6ページの説明ですので、済みません。

もう一回やり直します。黒印が主要一般財源、税収とか譲与税とか交付税とかの合計でございます。22行目がその主要一般財源の合計で7,643,060千円ということですね。このピークが平成11年度と12年度で89億円あったということで、当時の予算規模は140億円を超えておりました。そういった状況で、この主要一般財源が急速に縮減しての予算が現在ついてると、そういう状況でございます。

白丸でございますが、自主財源と言われるものでございます。市税等ですね。その合計が23行目で4,344,935千円ということで、予算に占める自主財源の割合が38.2%、昨年度が38.3%という、そういったことでございます。

7ページ目をごらんください。

7ページ目は歳出の性質別の分類の増減比較表でございます。

まず、黒丸でつけているのが、いわゆる義務的経費、人件費、扶助費、公債費でございます。4行目に義務的経費の合計を5,851,882千円というふうにしてしております。昨年度と比較いたしますと、マイナス30,452千円、マイナス0.5%ですね。義務的経費はほぼ横ばいでございますが、この義務的経費の中には公債費のうちの、繰上償還分の191,403千円、増減として124,416千円が含まれておりますので、実質的にはこの義務的経費は減少しているという、そういう状況でございます。

白丸でつけておりますのが、いわゆる消費的経費と言われる部分でございます。消費的経費の合計は8行目にございます。7,368,883千円、前年度と比較し、48,392千円、0.7%増、微増ということで、経常経費の消費的経費の伸び率ゼロはほぼ実現しているという、そういう状況でございます。

13行目は、先ほども御紹介しましたように、投資的経費の合計でございまして1,116,601千円、258,335千円、30.1%の増ということになっております。

14行目の予備費でございますが、昨年度より5,000千円を増額し、45,000千円というふう

にしております。

8ページをお開きください。

8ページからは、当初予算同士の比較と平成20年度の12月補正段階での比較表を載せております。

8ページと9ページが歳入でございます。

10ページと11ページが歳出の目的別の比較表でございます。

12ページと13ページが性質別の比較表でございます。

14ページと15ページが29節の比較表でございます。御参考までにごらんください。

16ページをお開きください。

これより予算の具体的な中身につきまして御説明をいたします。

まず、歳入の中身ですが、市税、総額で2,921,560千円、前年と比較し、マイナス74,100千円、マイナス2.5%というふうに見込んでおります。

中身でございますが、まず市民税です。総額でマイナス22,000千円、個人市民税は若干伸びます。5,000千円の伸びを想定しております。納税義務者は1万4,100人を見込んでおります。法人につきましては、マイナス27,000千円、マイナス9.8%の減ということで、現下の経済情勢を勘案し、企業収益の減収が見込まれますので、マイナス9.8%ということで見込んでおります。市内には約600の事業所がございます。

7行目の固定資産税です。総額では45,000千円の減、3.1%の減ということになります。主な要因ですが、まず在来家屋の評価がえに伴う家屋が31,405千円、4.4%の減、償却資産も14,817千円、6.5%の減というふうに見込んでおります。

15行目の軽自動車税でございますが、2,000千円の増。軽自動車、バイクなど1万5,630台を見込んでおります。

17行目、市たばこ税でございます。15,000千円の減、売り渡し本数が6,300万本から6,000万本程度へ減少するというふうに見込んでおります。

入湯税につきましては、2業者、1,400千円でございます。

17ページをごらんください。

17ページはその他の主要一般財源でございます。総額で485,500千円、マイナス29,500千円、マイナス5.7%というふうに見込んでおります。いわゆる道路特定財源の一般財源化に伴い、1行目でございますが、地方揮発油譲与税というのが新設をされました。30,000千円を見込んでおります。これは、以前の地方道路譲与税の名称変更で、道路特定財源より一般財源化された財源でございます。自動車重量譲与税につきましては91,000千円。3行目は、地方道路譲与税の道路特定財源としての精算分が2,000千円を見込んでおります。地方譲与税の合計は123,000千円で、マイナス12,000千円、マイナス8.9%というふうに見込んでおります。

あと、利子割交付金以下の分でございます。大きなものでは地方消費税交付金280,000千円、10,000千円程度の減を見込んでおります。自動車取得税交付金も、これも道路特定財源より一般財源化されたものでございます。名称は同じでございますが、一般財源化された分で30,000千円を見込んでおります。その下に、旧法による自動車取得税交付金（精算分）ということで、道路特定財源としての自動車取得税交付金を2,000千円見込んでおります。以上、総額で485,500千円ということになっております。

18ページをごらんください。

18ページは、先ほど御紹介をいたしました主要一般財源の合計とその内訳をまとめた資料でございます。繰り返しになりますが、主要一般財源の合計は7,643,060千円ということで計上をいたしております。

19ページをごらんください。

19ページは分担金及び負担金でございます。総額で316,968千円、25,947千円、8.9%の増で見込んでおります。

まず、分担金は圃場整備等の地元負担金が主なものでございます。総額で36,819千円、32,949千円の増というふうになっております。増減の内訳は、その資料をごらんください。

負担金は、福祉関係の負担金が主なものでございます。総額で280,149千円というふうになっております。減少で大きいものは16行目の、いわゆる保育所の保護者負担金のマイナス10,084千円が大きなところでございます。

20ページをお開きください。

20ページは使用料及び手数料でございます。総額で176,237千円、マイナス7,725千円、マイナス4.2%で見込んでおります。この中で使用料につきましては、CATV使用料が新規でございます。市民会館使用料、生涯学習センター使用料につきましては、指定管理者へ移行に伴い指定管理者の収入というふうになります。

使用料で大きなところは8行目、市営駐車場使用料、駅前駐車場と中央駐車場で22,000千円、11行目、市営住宅使用料で46,348千円、12団地、302戸でございます。

手数料につきましては、内容はその資料を参照してください。

21ページをごらんください。

国庫支出金でございます。総額1,079,297千円、77,267千円、7.7%の増でございます。主な増の要因は、20行目の商工費50,000千円に道の駅整備事業というふうにあります。これは、昨日議決をいただいた20年度補正予算（第6号）の中に前倒しで含まれておりますので、重複した計上になっております。この部分につきましては、6月補正以降で調整を行いたいというふうに思います。

22ページをお開きください。

22ページ目は県支出金でございます。総額884,868千円、マイナス59,514千円、マイナス

6.3%でございます。主な減の要因は、15行目の農林水産業費で80,184千円の減、園芸振興費等の補助金の減でございます。

また、29行目の県民税徴収委託金も減というふうになっております。

23ページをごらんください。

財産収入でございます。総額35,031千円、7,104千円、25.4%の増です。財産収入は、普通財産の貸付使用料が3,737千円というふうになっています。普通財産の貸付明細につきましては、そこに掲載をしておりますので、御参考までにごらんください。伸びの大きなものは、14行目以降の利息の収入でございます。基金の利息収入が7,239千円の増というふうになっております。

24ページをお開きください。

繰入金でございます。総額513,923千円、97,545千円の増、23.4%の増というふうになっております。

まず、基金繰入金でございますが、2行目の財政調整基金繰入金は1億円というふうに計上をいたしております。昨年は2億円でしたので、1億円の、この部分は改善ができた分というふうに思っております。ちなみに、この財政調整基金の繰り入れが一番大きかったのは、平成17年度に4億円、当初予算段階です。財源不足のため計上した、そういったこともございました。

減債基金につきましては、一般分、公共下水道分、合わせて計画どおり繰り入れていきたいというふうに思っております。

公共施設建設基金は総額で112,000千円、鹿島小学校放課後児童クラブに24,000千円、鹿島小学校改築に77,000千円、浜小体育館改築に11,000千円を充当いたします。

その他の目的基金としては、そこに一覧表を上げております。16行目のふるさと人材育成支援基金は、当初予算としては新規になります。2,900千円を小学校、中学校にですね、小学校1校当たり300千円、中学校400千円を人材育成支援事業に充当をしたいというふうに計画をいたしております。ふるさと納税基金には600千円を、これは平成20年度分の実際の事業に充てるために600千円を繰り入れるものでございます。中身につきましては、後ほど説明をいたします。

その他、特別会計からの繰入金もそこに掲げてありますように、総額19,657千円がございました。

以上のようなことで、25ページでは現段階における基金の残高を見込んでおります。一番下の欄ですね、合計欄、19年度末は一般会計全体で3,275,694千円ございました。20年度末、まだこれは未確定でございます。特別交付税等の動向によりますけれども、現段階では2,785,144千円で、21年度の予算段階では残高が2,330,341千円、前年と比較いたしますと、454,803千円の減というふうに現段階では見込んでおります。

26ページをお開きください。

26ページは市債でございます。総額778,400千円、269,300千円、52.9%の増というふうになっております。まだ、全般的には市債を充当しての事業は抑制をしておりますが、必要な分については借入れということにしております。

事業内容です。辺地道路整備事業50,000千円、道整備交付金事業に25,400千円、急傾斜地崩壊防止事業に6,600千円、辺地対策事業に50,000千円、この辺地対策事業は中木庭ダム周辺整備事業でございます。まちなみ環境整備事業に9,900千円、消防施設整備事業に10,100千円、小学校耐震補強事業に11,400千円、これ浜小学校体育館でございます。小学校改築事業101,300千円、これは鹿島小学校の改築事業でございます。県営広域営農団地農道整備事業に69,900千円、中山間地域総合整備事業に10,800千円、漁村再生交付金事業に600千円、これは百貫漁港でございます。強い水産業づくり交付金事業4,400千円、飯田漁港でございます。この部分につきましても、20年度予算と重複した部分がございますので、6月補正以降で調整をしたいと思っております。

15行目です。以上、投資事業への充当する市債は350,400千円でございます。

17行目、臨時財政対策債、一般財源としての臨時財政対策債は428,000千円を見込んでおります。この臨時財政対策債は、普通交付税の財源不足の部分を補てんする部分でございますので、経常一般財源として扱う部分でございます。総額778,400千円というふうになっております。

27ページ目は、市債の交付税の措置率をまとめた資料でございます。

まず、市債の事業名、充当率でございます。充当率というのは、その事業に対して何%の市債が充てられるかという、そういったことを充当率と申します。真ん中あたりに措置率というふうにございますのが、償還を交付税で何%措置をするか、そういうものでございます。一番有利な起債は④の辺地対策債ですね、これは充当率100%ですね、交付税措置率が80%でございます。これが最も事業としては有利な市債ということになります。

右の欄に行きまして、⑯の臨時財政対策債428,000千円は、これは100%の交付税措置率がございますので、合わせまして、21年度では一番右下の欄ですけど、71.3%の交付税措置率が見込めるということになります。

28ページをお開きください。

28ページは、市債の現在高の見込み調書でございます。1行目が一般会計の市債残高の状況でございます。19年度末10,673,008千円、20年度末のこれは見込みですが、9,908,150千円、21年度末では9,353,550千円というふうに見込んでおります。このうち、65.3%の交付税措置率が見込めますので、実質的な負担は3,438,128千円というふうに見込んでおります。

一般会計の市債の内訳は、そこの表をごらんください。また、参考資料として公共下水道

事業などの特別会計の分を含めて掲載をしております。

一番最後の行ですが、全部合わせまして21年度末では19,729,461千円の、現段階では市全体でおおよそ200億円の市債残高というふうになります。下水道がそのうち66億円ということですね、そういった資料でございます。

29ページは、歳入でほかに特に記すべきものでございます。

まず、2行目の高齢者福祉寄附金、シルバー人材センターへ500千円、これはチップ化事業、鹿島市環境衛生推進協議会様から申し出をいただいております。3行目にのごみふれあい楽習館施設整備事業寄附金として6,000千円、のごみふれあい楽習館に多目的広場の用地取得のため、能古見小学校同窓会様から寄附の申し出を受けている分でございます。

その他、雑入等で歳入の大きいものをそこに一覧表で載せている状況でございます。

30ページをお開きください。

30ページから歳出の説明になります。

要点のみを説明いたします。

人件費は総額2,083,041千円ということで、先ほど来御紹介いたしましたように、伸び率はほぼゼロということになっております。ここの欄は、16行目が退職手当、これが臨時的な経費ということになりますので、これを差し引きましたのが22行目の合計ということで、1,946,046千円ということで、前年度と比べますと19,871千円ということですね、人件費自体は減ということになっております。

31ページ、物件費です。

物件費は1,133,098千円ということで、97,744千円の増、9.4%の増ということになっております。主な要因は、人件費が物件費に振りかわった分、または20行目の委託料が1億円の増というふうになっております。委託料のうち、指定管理委託料が269,898千円ということで、146,626千円の増ということで、この部分が主な増減の要因かとも思われます。

32ページをお開きください。

32ページは、物件費のうち、指定管理委託料を抽出してまとめた部分でございます。総額で269,898千円、前年度と比べ146,626千円の増というふうになっております。15行目、16行目、17行目の市民会館、生涯学習センターエイブル、市民図書館が新たに指定管理者制度へ移管する部分でございます。

33ページは、維持補修費でございます。参考までにごらんください。

34ページをお開きください。

扶助費でございます。扶助費も増減の中身はいろいろございますが、総額で2,234,210千円ということで、27,156千円、1.2%の微増ということで見込んでおります。増減の内訳は、その資料をごらんください。

35ページ、補助費等のうち、一部事務組合でございます。

総額で1,421,626千円、45,959千円、3.3%の増ということになっています。一部事務組合の内訳をそこに掲げておりますので、参考にごらんください。増が大きいものは5行目の介護保険の6,411千円、8行目、⑦のごみ処理11,135千円等でございます。また、14行目の後期高齢者医療広域連合も28,211千円の増ということになります。16行目の佐賀県西部広域環境組合負担金も3,943千円の増というふうに、そういうふうに見込んでおります。

36ページをお開きください。

36ページは、補助費のうち、その他の補助費でございます。これは420,626千円、127,739千円の大幅な減というふうになっております。23.3%の減です。主な要因は7行目、圃場整備事業・排水対策特別事業償還助成事業ですね、これが例年1億円ベースでございましたが、昨年度一括しての償還助成ということで行いましたので、この分の減が主な要因でございます。

37ページは公債費でございます。

公債費は先ほど御紹介しましたように、総額で1,534,631千円、マイナス58,069千円の減ということになります。このうち、9行目に書いておりますが、繰上償還を191,403千円予定しております。

38ページは積立金でございます。これは、基金の利息を基金へ積み立てるものでございます。総額37,634千円でございます。

39ページをごらんください。

投資及び出資金でございます。新規の事業として、15行目、まちづくり会社への出資金として300千円、中心市街地活性化基本計画の策定のため、まちづくり会社への出資、資本金10,000千円のうち、市の出資比率3%見込んでおるものを計上するものでございます。

40ページは貸付金でございます。215,001千円。これは、市内金融機関への預託金等でございます。

41ページは繰出金でございます。総額で1,061,835千円、44,767千円の減になります。この減の主な要因は、まず公共下水道事業が6億円ベースで想定をしておりますが、昨年来、繰上償還を行っておりますので、その備考欄の⑥利子への繰り出しが35,413千円減額になっておりますですね、この部分が若干軽減をされているというふうな状況でございます。国民健康保険へは341,471千円、16行目に乳幼児医療にかかわる繰出金ということでございますが、この部分は乳幼児の医療費助成を窓口での無料化ということになりますので、国保に負荷を与えるということで、特別に措置をされるものでございます。以上のような内容でございます。

42ページからは、一般会計におきます投資事業を除く重点的な施策でございます。

まず、第5次鹿島市総合計画策定事業に555千円、次に地域振興策検討及び要望活動事業、これは市長からもありましたように、特別枠として1,000千円を計上いたしておるもので

ざいます。

あと、時間の関係もございまして全部は説明いたしません、重要なものにつきまして計上しております。また、新規の部分につきましては印をつけておりますので、御参照ください。

44ページをお開きください。

18行目の妊婦・乳幼児健康診査24,555千円、これは、妊婦健診を5回から14回へ拡大する、そういった経費でございます。20行目、放課後児童対策事業23,704千円、子育て支援事業の一環として市内全小学校区、7校8クラブで放課後児童クラブを開設する経費でございます。21行目は乳幼児医療費助成事業62,689千円、就学前まで乳幼児医療費を全額助成するものでございます。

45ページ目の26行目、農地・水・環境保全向上対策事業19,793千円、この事業につきましては、平成19年度から23年度までの継続した事業でございます。事業費総額は備考欄にありますように76,970千円を見込んでおります。29行目、誘致企業助成措置事業34,101千円は、市内への進出企業等への助成措置でございます。30行目、中心市街地活性化対策事業4,091千円は、中心市街地活性化事業のための経費でございます。

46ページをごらんください。

33行目、企業誘致対策事業としては1,157千円を計上いたしております。34行目、新工業団地造成事業として、基本設計などとして5,000千円を計上いたしております。37行目、特別支援教育支援員事業として、指導員の配置として10,471千円を計上いたしております。38行目は新規事業として日韓小学校友好交流事業として1,356千円、友好結縁都市の韓国高興郡の小学校との交流事業を実施するものでございます。北鹿島小学校を予定しております。40行目、ふるさと人材育成支援事業の基金事業2,100千円、小学校へ1校当たり300千円、その下、41行目のふるさと人材育成、これは中学校の分で800千円予定をしております。

48ページをごらんください。

48ページからは投資的事業の内訳でございます。投資的事業のうち、48ページ、49ページは補助事業でございます。新規事業につきましては、欄外に印をつけております。15行目、鹿島小学校改築事業等が大きな事業でございます。

50ページをお開きください。

50ページ目は単独事業でございます。これも新規の事業につきましては、欄外に印をつけておりますので、ごらんください。この地方単独事業というのは、国庫財源を伴わない地方単独事業という意味でございますので、単独事業であっても、佐賀県の補助金がある場合もあります。この場合の佐賀県の補助金は、佐賀県独自の補助金というふうに、そういうふうになっているのが地方単独事業でございます。

52ページまでは、その単独事業が続きます。

53ページ目は、県営事業の負担金でございます。全部で5つの事業に117,096千円の負担金を支出する予定でございます。

54ページをお開きください。

54ページ目は、県営事業の負担金の一覧表でございます。合計欄をごらんください。総事業費は1,000,127千円、鹿島市の負担金は117,096千円というふうになっております。

55ページ目は、災害復旧事業は科目存置でございます。

以上でおおまかなところの説明を終えまして、あとは参考資料でございますが、58ページ、59ページは平成8年度以降の鹿島市の財政状況を示す資料でございます。

60ページは、税収と地方交付税の推移を示す資料でございます。地方交付税のピークは平成11年度の54億円ということですね。今は、平成21年度の段階では臨財債を含めましても42億円ということですね。約12億円程度の削減というふうになっている資料でございます。

真ん中に参考として税収の動きを書いております。19年度に30億円を突破しておりますのが、この時点で約2億円の税源移譲があったということを示している資料でございます。

61ページは、市債の残高を推移表として平成9年度より示している分でございます。市債のピークは、平成12年度の138億円、平成21年度では市債残高は全部で94億円、そのうち、臨財債が30億円、臨財債を除く部分は64億円というふうに見込んでおります。

62ページをお開きください。

62ページ目は、人口1人当たりの市債残高を佐賀県の一覧として載せております。これは19年度決算で確定している分でございます。鹿島市は人口1人当たり330千円の市債残高ということになります。佐賀県の中では2番目に低いというふうになっております。

63ページ目以降は、部署ごとの予算の概要等を資料としてつけております。

85ページをお開きください。

85ページは、平成21年度に実施をいたしますふるさと納税寄附金の活用による事業でございます。600千円の寄附をいただきましたので、公園整備事業に100千円、図書資料購入に100千円、文化財保護に100千円、海の森植林事業に50千円、郷土芸能振興に50千円、鹿島ガタリンピック助成に30千円、少子化対策事業に170千円を充当する予定でございます。

87ページ目以降は、特別会計の予算概要につきましてもまとめたものをそれぞれ載せておりますので、御参考にごらんください。

以上で、議案第1号 平成21年度鹿島市一般会計予算についての説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、議案第2号について。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第2号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

公共下水道事業は、汚水と雨水を進めておりますけれども、汚水事業では認可区域、納富分処理区109ヘクタールを供用開始に向けて進めております。

現在、水洗化率は平成19年度末で供用開始区域217.2ヘクタールで、区域内人口7,813名のうち、5,749名の接続ができて、水洗化率で73.6%となっております。一番新しいところでは、平成21年1月でございますが、74.5%まで上げております。

平成21年度の事業といたしましては、汚水幹線管渠や浜新町の汚水中継ポンプ場の場内整備に加え、浄化センターの2系列目の電気機械設備工事となります。

浸水対策といたしまして、中牟田雨水循環線、リンガーハット横のほうから鉄道のほうを通りまして、中牟田のポンプ場のほうに流します水路の計画に入りたいと思っております。

それでは、議案書は2ページでございますが、別冊の予算書をお願いいたします。

予算書の17ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,568,248千円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、19ページから21ページの第1表のとおりでございます。

第2条 債務負担行為の事項、期間及び限度額は、22ページのに第2表のとおりでございます。

第3条 地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、23ページ、第3表のとおり限度額を649,800千円といたしております。

第4条 一時借入金につきましては、限度額を6億円といたしております。

18ページの第5条でございますが、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

ページが飛びますけれども、説明資料の217ページ、218ページをお願いいたします。

予算事項別明細書でございます。

219ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目、下水道費負担金で、本年度5,356千円を見込んでおります。説明は右の欄記載のとおりでございます。

220ページをお願いいたします。

2款1項1目、公共下水道使用料につきましては、107,544千円を計上いたしております。

2目、土木使用料は、浄化センター内にあります九電柱及びN T T柱の敷地使用料で45千

円を計上しております。

221ページをお願いいたします。

2款2項1目．公共下水道手数料、これは指定工事店登録手数料や使用料、負担金、督促手数料を計上いたしております。

222ページをお願いいたします。

3款1項1目．公共下水道費国庫補助金は、222,000千円を計上いたしております。

223ページをお願いいたします。

4款1項1目．一般会計繰入金583,378千円は、説明のとおりでございます。

224ページから226ページの5款1項1目の繰越金、6款1項1目の延滞金及び2目の過料、6款2項1目の雑入につきましては、費目存置でございます。

227ページをお願いいたします。

7款1項1目．公共下水道事業債は、一般分、単独分及び繰上償還借換債を見込んでおります。

228ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目．総務管理費22,292千円を計上いたしております。これは、人件費のほか、8節の報償費は受益者負担金一括納付報奨金、13節の委託料でございますが、水道課への徴収委託料のほか、事務機器の保守点検委託を考慮しております。14節の使用料及び賃借料は、下水道管理台帳のシステムのリース料でございます。

229ページをお願いいたします。

1款1項2目．維持管理費の主なものは、11節．需用費で雨水ポンプ場の燃料費、光熱水費が主たるものでございます。13節．委託料でございますが、ポンプ場の管理業務や沈砂池のしゅんせつ業務、また、15節．工事請負費、16節．原材料費など19,482千円を計上いたしております。

1款1項3目．浄化センター費は、106,349千円の計上でございます。内容は、11節の需用費、これは浄化センターや中継ポンプ場等の光熱費、燃料費などで、13節の委託料は浄化センターの管理業務となっております。この管理業務の委託料につきましては、昨日もございましたけれども、入札が終わっておるところでございます。この委託料の中には、そのほかに浄化センターの周辺海域調査、水質調査などを含めております。

231ページをお願いいたします。

1款2項1目．建設事業費は、532,144千円を計上いたしました。主なものは、13節．委託料で浄化センター設備業務費、15節．工事請負費でございますが、汚水幹線管渠や浜新町の汚水中継ポンプ場場内整備等を計画いたしております。

233ページをお願いいたします。

2款1項1目. 元金でございますが、昭和61年度から平成14年度までの借り入れ分の償還のほか、公営企業金融公庫分や総務省の簡保資金の償還に充てたいと思っております。

2目. 利子でございますが、これも同等の借り入れ分の利子償還を予定いたしております。

3款1項1目. 予備費でございますが、1,000千円の計上でございます。

なお、235ページから241ページには職員の給与関係を添付いたしております。

また、242ページ、243ページには債務負担行為の調書、また、244ページには地方債に関する調書を掲載いたしております。

以上で説明を終わりますけれども、御審議よろしくお願いいいたします。

○議長（橋爪 敏君）

次に、議案第3号について。田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

議案第3号 平成21年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書のほうの24ページをお開きいただきたいと思います。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ610千円といたすものでございます。

第2条は、一時借入金 の範囲を10,000千円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用の範囲を示すものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書で説明を申し上げます。

247ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の1款1項1目. 工場団地使用料でございますが、これは旭九州株式会社の工場用地リース料の606千円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、252ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目. 工業用地取得造成分譲費でございますが、残地及びのり面の除草作業委託や工場団地案内パンフレット印刷等で378千円を計上いたしております。

次に、253ページをお開きください。

2款1項1目. 予備費でございますが、232千円を計上いたしております。

なお、地方債につきましては、平成20年度に返済が完了しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（橋爪 敏君）

次に、議案第4号、5号、6号の3議案について。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第4号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の27ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、平成21年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,178,560千円と定めております。前年度と比較をいたしますと、76,668千円の増というふうになっております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の28ページから33ページの第1表にそれぞれお示しをいたしておりますとおりでございます。

第2条では、債務負担行為について定めております。債務負担の内容につきましては、34ページにお示しをいたしておりますが、事務機器等の賃貸借料でございまして、期間は平成22年から26年まで、限度額は2,491千円となっております。

続きまして、第3条では一時借入金の限度額を4億円と定めております。

第4条では、歳出予算の流用範囲を定めております。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

説明書の259ページをお開き願いたいと思います。

歳入について申し上げます。

1款1項の国民健康保険税は、1目、2目それぞれ一般被保険者、退職被保険者等の国民健康保険税で、医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金の現年度課税分、滞納繰越分を計上いたしております。なお、国保の世帯数は一般、退職で4,900世帯、被保険者数9,980人、介護保険関係では世帯数が3,000世帯、被保険者数が4,025人で計上いたしております。なお、後期高齢者支援分の賦課対象者は、医療分の賦課対象者と同一であります。

261ページの末尾の行は国民健康保険税の総額でございまして、1,004,380千円を計上いたしております。前年度と比較をいたしますと、45,528千円の増というふうになっております。

262ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目の督促手数料は、前年度と同額の580千円を計上いたしております。

3款1項1目の療養給付費等負担金には、療養給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金等に係る国庫負担金795,867千円を計上いたしております。

また、2目の高額医療費共同事業負担金には、この共同事業に係る国庫負担金21,785千円を計上いたしております。

3目には、特定健診等負担金5,189千円を計上いたしております。

264ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目の財政調整交付金には、385,747千円を計上いたしております。

次の4款1項1目の療養給付費交付金には、退職被保険者の療養給付費等の経費から退職被保険者に係る保険税等の収入額を控除した額が支払基金から交付されるもので、183,160千円を計上いたしております。

266ページをごらんいただきたいと思います。

5款1項1目の前期高齢者交付金708,063千円は、各医療保険者の65歳から74歳の一般被保険者の割合が全国平均を上回る医療保険者に交付される交付金であります。

次の6款1項の県負担金には、高額医療費共同事業負担金21,785千円と特定健診等負担金5,189千円を計上いたしております。

268ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目の財政調整交付金には、療養給付費等に係る1種交付金及び適正化事業、あるいは保険事業等に係る2種交付金の合計額163,855千円を計上いたしております。

次の7款1項の共同事業交付金には、高額医療費共同事業交付金77,043千円と保険財政共同安定化事業交付金455,899千円を計上いたしております。

270ページ及び271ページをごらんいただきたいと思います。

8款・財産収入及び9款1項1目の基金繰入金につきましては、費目存置でそれぞれ1千円を計上いたしております。

272ページをごらんいただきたいと思います。

9款2項1目の一般会計繰入金には、保険財政安定繰入金や乳幼児医療費助成に対する繰入金など、344,371千円を計上いたしております。

次の10款1項の繰越金は、1目、2目とも費目存置でそれぞれ1千円を計上いたしております。

274ページをごらんいただきたいと思います。

11款1項の延滞金・加算金及び過料は、前年度と同額の502千円を計上いたしております。

次の2項・預金利子は、費目存置の1千円でございます。

276ページをごらんいただきたいと思います。

3項・受託収入には、特定健診等の受託料614千円を計上いたしております。

また、4項・雑入には、第三者納付金等4,525千円を計上いたしております。

次に、歳出について申し上げます。

278ページから280ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の内容について御説明を申し上げます。

1款1項1目の一般管理費には、職員の人件費や電算処理等に要する経費111,036千円を、また、2目の連合会負担金には1,682千円を計上いたしております。

次の2項1目の運営協議会費360千円は、協議会開催に伴う委員報酬でございます。

281ページをごらんいただきたいと思います。

3項1目の賦課徴収費には、収納嘱託員報酬、事務経費等8,036千円を計上いたしております。

次の2款1項1目の一般被保険者療養給付費は2,223,725千円で、前年度より4%弱の伸びとなっております。

2目の退職被保険者等療養給付費には152,705千円を計上いたしております。

3目の一般被保険者療養費及び4目の退職被保険者等療養費には、コルセットや柔道整復

費を計上いたしております。

5目の審査支払手数料は10,705千円で、レセプト審査件数15万700枚を見込んでおります。283ページをごらんいただきたいと思います。

2項の高額療養費には、一般、退職被保険者等の高額療養費と高額介護合算療養費合わせまして、309,776千円を計上いたしております。

次の3項の移送費は、一般、退職それぞれ10千円を計上いたしております。

285ページをごらんいただきたいと思います。

4項の出産育児一時金は24,700千円で、65名の出生者数を見込んでおります。

次の5項の葬祭費は2,400千円、96件を計上いたしております。

287ページをごらんください。

3款1項の後期高齢者支援金等は、支援金と事務費拠出金合わせまして432,051千円を計上いたしております。これは、後期高齢者医療へ支払基金を通じて各医療保険者がその経費の一部を支援することになっておりますので、その支援金等でございます。

次の4款1項の前期高齢者納付金は、前期高齢者に係る医療費や事務費の拠出金1,381千円を計上いたしております。

289ページをごらんいただきたいと思います。

5款1項の老人保健拠出金は、医療費及び事務費合わせまして47,435千円を計上いたしております。前年度と比べますと56%の減となっておりますが、これは平成20年度から老人保健が精算段階に入っているためでございます。

次の6款1項の介護納付金は、介護保険への納付金として支払基金へ支払うもので、171,033千円を計上いたしております。

291ページをごらんいただきたいと思います。

7款1項の共同事業拠出金は、県内市町国保の運営基盤の安定と県単位での保険運営の推進を図ることを目的に国保連合会に拠出をするもので、1目、2目、3目合わせて582,143千円を計上いたしております。

次の8款1項の特定健診等事業費には、内臓脂肪症候群を起因とする糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧症、あるいは肥満を予防するための特定健診等に係る費用、21,849千円を計上いたしております。なお、健診者数を3,000人程度と見込んでおります。

293ページをごらんいただきたいと思います。

2項の保健事業費には、はり、きゅうや人間ドックに対する助成費など、1目、2目、3目合わせて10,592千円を計上いたしております。

次の9款の基金積立金は費目存置でございます。

295ページをごらんください。

10款には一時借入金利子を、また、次の11款、諸支出金には、保険税の過年度還付金、過

年度療養給付費等償還金などを計上いたしております。

次の297ページには、12款、予備費として37,482千円を計上いたしております。

298ページから305ページの給与明細書、また、305ページの債務負担行為に係る調書につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第5号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の35ページをお開き願いたいと思います。

老人保健特別会計は、平成20年度からその基本法である老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、精算期の会計として当分の間、存続することになっております関係で、予算額が前年度と比較いたしますと大きく減少いたしておりますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。

それでは、説明を申し上げます。

第1条では、平成21年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,739千円と定めております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の36ページから38ページの第1表に歳入歳出それぞれお示しをいたしておりますとおりでございます。

第2条では、歳出予算の流用範囲を定めております。

309ページの予算説明書をお開き願いたいと思います。309ページでございます。

歳入について申し上げます。

1款1項1目の医療費交付金は、8,041千円を計上いたしております。また、2目の審査支払手数料交付金は73千円を計上いたしておりますが、これはレセプトの審査支払手数料に対する交付金でございます。

310ページをごらんください。

2款1項1目の医療費負担金は、費目存置の2千円を計上いたしております。21年度は国の方針により国庫支出金は計上せず、22年度以降に精算される予定になっております。

また、3款1項1目の県負担金も費目存置の2千円で、これも国の方針に倣ったものでございます。

312ページをごらんください。

4款1項1目の一般会計繰入金は7,615千円で、これは一般会計から医療諸費の公費負担分と事務費の繰り入れを受けるものでございます。

313ページの5款の繰越金、314ページの6款、諸収入の延滞金、加算金及び315ページの預金利子は、費目存置の1千円をそれぞれ計上いたしております。

316ページをごらんいただきたいと思います。

3項1目の第三者納付金は、1,000千円を計上いたしております。また、次の2目の返納金、3目、雑入は費目存置で、それぞれ1千円を計上いたしております。

次に、歳出について申し上げます。

317ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の一般管理費には、共同電算処理手数料等75千円を計上いたしております。

318ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目の医療給付費は、16,298千円を計上いたしております。

2目の医療費支給費は145千円で、コルセット及び標準負担額差額、柔道整復費であります。

3目の審査支払手数料は73千円で、支払基金と国保連合会への手数料であります。

また、4目の高額医療費は140千円を計上いたしております。

次の3款1項1目の償還金、2目の還付金、それから次の320ページの2項1目の一般会計繰入金は費目存置で、それぞれ1千円を計上いたしております。

4款の予備費には5千円を計上いたしております。

続きまして、議案第6号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の39ページをお開き願いたいと思います。39ページでございます。

第1条では、平成21年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ369,641千円と定めております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の40ページから42ページの第1表に歳入歳出それぞれお示しをいたしておりますとおりでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

324ページの予算説明書をお開き願いたいと思います。324ページでございます。

歳入について申し上げます。

1款1項1目の特別徴収保険料は、150,469千円を計上いたしております。また、2目の普通徴収保険料は現年度分、滞納繰越分合わせまして94,699千円を計上いたしております。なお、被保険者数は特別徴収、普通徴収合わせまして4,540人と見込んでおります。

325ページをごらんください。

2款1項1目の督促手数料には200千円を計上いたしております。

次の3款1項1目の事務費繰入金につきましては34,418千円を、2目の保険基盤安定繰入金には89,342千円をそれぞれ計上いたしております。

327ページをごらんいただきたいと思います。

3款2項1目の他会計繰入金、次の4款1項1目の繰越金及び329ページの5款1項1目の延滞金、2目、過料については、それぞれ費目存置の1千円を計上いたしております。

次に、5款2項1目の保険料還付金には500千円を、2目の還付加算金には5千円を計上いたしております。

331ページをごらんいただきたいと思います。

5款3項1目には預金利子の1千円、次の4項1目の滞納処分費には2千円、2目の雑入には1千円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出について申し上げます。

333ページをごらんいただきたいと思っております。

1款1項1目の一般管理費には、職員の人件費等12,182千円を計上いたしております。

334ページをごらんいただきたいと思っております。

2項1目の徴収費には1,512千円を計上いたしております。

2目の滞納処分費には2千円を計上いたしております。

次の2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金には、保険料等の納付金355,239千円を計上いたしております。

336ページをごらんいただきたいと思っております。

3款1項の償還金及び還付加算金には505千円、2項の繰出金には1千円を計上いたしております。

また、338ページの4款、予備費には200千円を計上いたしております。

339ページ以降の給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計予算及び鹿島市老人保健特別会計予算並びに鹿島市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

次に、議案第7号について。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第7号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計予算について御説明いたします。

予算書の43ページをごらんください。

平成21年度の人件費の総額は、第1条に掲げておりますように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,916,260千円と定めるものでございます。

なお、予算書の最後の346ページに給与費をそれぞれの会計ごとに計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

次に、議案第8号について。福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

議案第8号 平成21年度鹿島市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開きください。

平成21年度鹿島市水道事業会計予算。

第2条 業務の予定量でございますが、給水戸数9,313戸、年間配水量は320万1,000トン、

一日平均配水量は8,770立方メートルを見込んでおります。

第3条 収益的収入及び支出は、税込みでございますが、第1款の事業収益551,714千円は、これの主なものでございますけれども、水道の使用料、手数料、負担金等の収益でございます。そのほか、営業外収益につきましては、他会計からの補助金や雑収益がございます。

支出、第1款、事業費は486,640千円で、水道水を安定的に供給するための営業費用、それから減価償却費、企業債の支払利息などの営業外費用でございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条 資本的収入の第1款の予定額は292,510千円で、収入の主なものは一般会計からの出資金や各種負担金、工事補償金及び建設事業費を借り入れるための企業債等で、繰上償還のための2億円も含んでおりまして、前年度比の188,619千円の減額となっております。

支出の第1款、資本的支出の予定額518,852千円は、取水ポンプの取りかえ、電気計装設備、消火栓設置や配水管の布設替等の建設改良費と、先ほど申し上げました企業債の繰上償還等によるもので、前年比484,838千円の減額となっております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、1ページの一番下のほうでございますけれども、不足する額226,342千円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,321千円、当年度分損益勘定留保資金195,000千円、減債積立金27,021千円で補てんする予定でございます。

また、2ページのほうをごらんください。

第5条 企業債は、建設改良事業費に借り入れる企業債の限度額を建設改良事業84,000千円、繰上償還に係る借換債2億円といたしております。

第6条 一時借入金は、限度額を2億円と定めております。

3ページでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の流用を定めるものでございます。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は62,715千円、交際費は50千円でございます。

第9条 他会計からの補助金は、簡易水道事業に伴う一般会計からの補助金と中木庭ダム管理費補助金で7,102千円を計上いたしております。

第10条 たな卸資産は、水道メーター等の購入限度額を3,005千円と定めるものでございます。

4ページから15ページまでは説明を省略させていただきます。

16、17ページをごらんください。

これは、平成21年度の予定損益計算書でございますが、平成21年度の純利益は17ページ下から3行目でございますけれども、61,057千円を見込んでおります。

次に、26ページをお開きください。

会計予算明細書につきまして御説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、税込みでございます。

第1款第1項、営業収益は542,399千円で、1目、給水収益は529,830千円、有収水量等の算定につきましては、平成19年度から平成20年度の実績をもとに算出したしております。前年比15,624千円の減となっております。

2目、受託工事収益は1,400千円、3目、その他の営業収益は11,169千円で、これは開栓竣工検査の手数料、一般会計からの消火栓の維持補修費、下水道使用料徴収に対する負担金などでございます。

2項、営業外収益は9,314千円を計上いたしております。

1目、受取利息及び配当金は10千円を計上いたしております。

27ページをお開きください。

2目、他会計補助金は、中木庭ダムの管理費用と簡易水道事業の企業債償還金で、7,102千円を一般会計より受け入れております。

3目、雑収入は2,201千円、メーターの評価益とか電柱敷地料等でございます。

4目の消費税還付金及び第3項1目の固定資産売却益は費目存置でございます。

28ページをごらんください。

第1款第1項、営業費用は347,483千円で、1目、原水及び浄水費は57,118千円を計上いたしております。主なものは、人件費のほかに水源地や配水池に関する費用で、主に委託料、手数料、それから動力費でございます。

29ページから30ページをお開きください。

2目、配水及び給水費は24,554千円、これは配水池から各家庭までの水道施設に要する費用で、主なものは人件費、それからメーターの取替委託料、修繕費等でございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

3目、受託工事費は、収益と同額の1,400千円を計上いたしております。

4目、総係費69,310千円は、一般的な事務的経費で人件費のほか、負担金、検針業務等の委託料、手数料、それから事務機器のリース料等でございます。

33ページをお願いいたします。

5目、減価償却費は180,000千円、6目の資産減耗費は15,100千円を計上いたしております。この減価償却費や資産減耗費は、当年度分損益勘定留保資金として資本的収支の不足額に補てんするものでございます。

7目、その他営業費用は費目存置でございます。

34ページをお願いします。

2項、営業外費用は138,157千円で、1目の企業債利息は119,339千円を計上いたしております。

2目．雑支出は1,306千円、これは特定収入に係る控除対象外の消費税を計上いたしております。

3目の消費税は17,512千円で、これは仮受消費税から仮払消費税を差し引いて控除対象外消費税を加えた額でございます、消費税納付額を計上いたしております。

第3項．予備費は、昨年同様の1,000千円を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

第1款．資本的収入、第1項．他会計出資金は211千円、これはダム負担金に係る一般会計からの出資金でございます。

第2項．他会計負担金2,000千円は、通常の消火栓設置の負担金でございます。

3項の工事負担金は費目存置でございます。

第4項．工事補償金は、前年同額の3,000千円を計上いたしております。

第5項．固定資産売却収入は費目存置でございます。

36ページをお願いいたします。

第6項．新設負担金は3,297千円を計上いたしております。

第7款．企業債は284,000千円で、配水設備事業の分と繰上償還に伴う借換債を計上いたしております。

37ページをお願いいたします。

第1款．資本的支出、第1項．建設改良費は107,659千円、1目．事務費は9,131千円で、主に人件費、事務費等を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。

2目．施設費は36,523千円で、主なものは水源地の電気計装設備の改修、取水ポンプの取りかえ等でございます。

3目．改良費は62,000千円で、消火栓設置、配水管新設、布設替等を予定いたしております。

39ページをお願いいたします。

4目．第6次拡張事業費は費目存置でございます。

第2項．企業債償還金は406,193千円で、これは繰上償還に伴う費用247,128千円を含んでおります。

第3項．予備費は、前年と同様5,000千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第1号から議案第8号までの8議案を一括して質疑に入ります。なお、本議案の質疑は、あくまで総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については委員会で審査をお願いいたします。

また、質疑に際しては、議案名を言ってから発言されるよう、お願いいたします。

それでは、質疑に入ります。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

1番議員の松田でございます。まず、議案第1号の平成21年度鹿島市一般会計予算についてお尋ねをいたします。

説明をいただきましたけれども、少しわからない部分がありますので、再度御説明をいただきたいと思います。

昨日、補正の第6号で審議をした分があったと思うんですが、本予算の中でも、打上財政課長の説明の中に重複してということでお話がありました。きのうの企画課長のほうからも、平成21年度分の当初予算を前倒しして補正の第6号の事業の分をということでお話があったんですが、今回、21年度の当初予算のほうにも、きのう第6号で上げられていました14事業ですかね、その分と重複という意味でおっしゃったのは、予算的に重なっているということだとは思いますが、きのう審議した分と今回の分というのは、その事業に対してそれだけのお金が一緒に事業として使われるのか、きょう当初予算で上げられた分をどのようにとらえればいいのか、最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

松田議員の御質問にお答えをいたします。

昨日、一般会計補正予算の第6号で、地域活性化・生活対策臨時交付金事業ということで、事業費ベースで3億円程度の補正をお願いいたしまして、可決をいただきました。企画課長申しましたように、この事業を選択するに当たっては、翌年度以降の予算及び実施計画から前倒しのできる分を20年度の補正で対応ということしております。

先ほどの一般会計の中で、例えば道の駅整備事業とかも、20年度の補正でも出てきているのに当初予算でも出てきています。こういうのを重複して計上して、21年度の予算を20年度に持ってきていますので、21年度を精算しなければなりません。その事業費が、一応全部で13事業、21年度から20年度へ前倒しで予算を措置しております。総事業費で2億円程度です。一般財源ベースで128,000千円程度。これらの全部で13事業が、現時点で20年度の補正6号と21年度一般会計当初予算で重複して計上をされているという部分であります。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

今の話ですけれども、13事業が重複をしていると。事業費ベースで約2億円という形で出ておりますけれども、このとらえ方がちょっと私がいまいちわからないもので、一昨日、市長のほうに質問をしたときに、補正については別枠で上積みという言い方をされたと思うんですが、この分の2億円というのは、どのようにとらえればよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

13事業を個別に対応する必要があります。例えば、道の駅整備事業はもう20年度の予算で実施をしますので、21年度からはこの事業自体は削除をします。道の駅を2つ整備するわけいかんわけですね。20年度の予算で21年度へ繰り越して実施をするということですね。21年度に計上しております道の駅整備事業、これは85,000千円程度ですけど、これは予算から削除をするという形になります。

この道の駅整備事業は、21年度予算では一般財源が36,500千円あります。ですので、この36,500千円の一般財源をほかへ振り向けるという作業になります。こういうパターンが1つですね。事業そのものが前倒しですと。もう1つあるのが、例えば、きのうもありました防火水槽ですね、20年度予算で3基つくと。21年度予算でも1基予算措置をしています。この1基を加えて、21年度に4基つくるか、3つつくるか、ちょっとこの判断は今からせんばらんわけですね。そういったところの精査が、今の時点では20年度の前倒しで防火水槽が3つ、21年度で防火水槽が1つ、合計4つの防火水槽が21年度中にできる予算があるわけです。これも3つつくるのか4つつくるのか、その辺の判断をする必要があります。そういったものの合わせたものが事業費ベースで2億円、一般財源ベースで128,000千円程度。要するに、この128,000千円は今のところ自由になる財源ということで、一般財源128,000千円、今のところ、ほかのところにも振り向ける財源があるという、そういったことになります。わかりにくいですかね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

同じことなんですけど、ちょっと説明の方法を変えて言いますと、まず、この21年度の新年度予算というのは、1月末までに完成をしています。全部入れ込んだわけですが、ほとんど13事業をこの21年度の予算に。その後、14か15事業、この問題が出てきたわけです。もう既に上げてしもうとったとの中から13事業じゃいは、この20年度の補正予算で一覽表のよ

うに扱ったということですね。だから、この新年度予算からは、この13事業分の事業は後で消します。減額補正をします。その分は——それは幾らか、1億幾らぐらい。（「一般財源は128,000千円」と呼ぶ者あり）一般財源で128,000千円分が21年度事業に既に上げておる分から20年度の補正予算に引き抜かれるわけですね。ここにもともと用意しとったお金の一般財源の128,000千円というのは、これは後でほかの事業でまた補正で埋め込みます。わかんさったですかね。ですから、こいばつくった段階では、まだ14事業分の国の方針が決まっていなかったということです。その後、作成をして印刷に頼んだ後、こういうふうな作業をしたものだから、これには既に載ってしまっていると。だから、その分が重複という意味はそういうことです。だから、上乘せと言っていますのは、国の錢でできた分はこの128,000千円、おそらく2億ぐらいあとなると思いますけど、これはちゃんと上乘せ分という説明はその金額のことで、私が言っているのは。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

ちょっと頭が混乱しておりましたので、説明をしていただきましてよくわかりましたけれども、それでは、その13事業のうち約2億円、一般財源ベースでは120,000千円ちょっとということであったんですが、先ほどの市長の答弁で、この分についても一度減額をして、再度またこのお金を使うということで理解をしてよろしいわけですね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実質は、補正で上げた分は繰り越して全部21年度の事業でしますけどね、予算上は先ほど説明したようなことになります。そして、その上に128,000千円、プラスアルファが若干出るとは思いますが、この分は、私の表現でこの前言った上乘せというのはそういう意味で、これはちゃんとまた後で補正をして、ほかの事業を21年度にしますと、こういうことです。だからおっしゃるとおりです。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

これは、もう再三市長のほうにも申し上げてまいりましたけれども、補正の審議のときも、今回の当初予算についても、投資的経費の投資的事業のほうが今回の予算でも約11億円ぐらいになっておりますし、また先ほど市長の答弁でもいただきましたけれども、やはり確実にできるだけ予算内で財政支出をできる分は、地域の事情を考えてやっていただきたいと思えます。

もう1点、最後の質問になると思いますけれども、議案第2号の平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算についてということでお伺いをしたいと思います。

これはきのうの補正で私は言ったほうがいいのか、きょうがいいのかちょっとわからなかったのですが、本日質問をさせていただきたいと思うんですけれども、今回の当初予算で、一般会計からの繰入金で580,000千円ぐらいになっております。何度かこの場で質問をさせていただきましたけれども、市長のほうに質問で、投資的事業のほうで大体10億円、公共下水道のほうに大体約6億円ぐらいというお話をいつもされております。

昨日の補正の組み替えの中で、一般繰り入れのほうで150,000千円ぐらい上積みをして750,000千円ぐらいになっていまして、市債のほうが減っております。それを見れば、今回の予算はそれに準じてつくってあるのかなとは思ったんですけれども、その判断、一般会計のほうとも連動するとは思っているんですけれども、やはり150,000千円を3月の最後の補正のところで一般繰り入れをされておいて、今回の予算を見ればそうはなっていないんですけれども、その判断はどういう形でされたのかというのをお尋ねしたいんですが。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

きのうの補正の中で、一般会計からの繰り入れが1億幾らだったかな、増加をしております。これは申しあげましたように、いわゆる過去に借り入れた地方債の、いわゆる高利率の地方債があります。この分を一括して繰り上げ償還をしようということで、その財源手当として一般会計からの繰り入れを増額したところです。そのことによって、今回、新年度の一般会計からの繰り入れが多分30,000千円ぐらい減額になったんじゃないかと思っております。これは単年度ではそのくらいになりますけれども、毎年1億何千万に到達するまでは、その額が公共下水道、一般会計からの繰入金が減額で入ってくるということで6億円を下回っておるという形になっております。わかりますかね。

一括で繰り入れをすれば170,000千円ですけれども、繰り入れをしておりますから、新年度以降については、例えば5年なら5年分が減額して、トータルして1億幾らずつずつ繰入金が減額をしていくと。累計では、トータルで同じだというようなシステムになってまいります。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

それでは、特別に何かがあってということではなくて、一括で償還をしたと。今からを考えるならば、毎年30,000千円ずつぐらいの償還ということで考えてよろしいわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

何十億か借金ありますね。そして、その中の150,000千円分が利率が高かったと。それを一括償還してよかでしょうかと特別会計側から一般会計のほうに相談があったわけですね。そしたら、そがもう利率の高かとは借りとくよいか、この際一般会計も加勢すっけん、繰り入れすっけんが、そいけんこいで150,000千円分は全部返してしまおうと。これを、例えば話をわかりやすくすると、この150,000千円は5カ年で30,000千円ずつずっと返すぎなくなるわけですよ。そいば一括して返してしまいましたから、この分の返済分、毎年毎年の返済分の30,000千円というのは、例えば5カ年間はまだ今までの繰り入れよいか少のうしてよかと、こういうことになります。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

それでは、今後もそういう形で利率が高い分というのが実際あるのか、それとも、もう現状のままおっしゃったような形で、5年間分を一括して償還されているわけですから、5年間は30,000千円ずつは要らないということで考えて、5年後からはまた同じような形での償還と考えていいわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、ことしまで繰り上げ償還が一般会計も公共下水道もあります。そこらあたりを精査してみますと、今のところでいきますと毎年30,000千円から40,000千円程度、利息の償還が軽くなっていくような予定ですので、大体6億円を下回るベースの一般会計からの繰出金で済むんじゃないかというふうに試算をしております。ただし、今からまた下水道も2系列目とか、大きな事業でまた起債を行いますので、その時期の償還時期が参ったら、また6億円近くまでは、これは一般会計の持ち分かなというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

それでは、今後の財政運営の中で、6億円というのはもう基本的には維持をされるということでもよろしいわけですかね。

これは最後の質問になりますけれども、何度も繰り返し申し上げてきたんですが、投資のほうをできるだけ市のほうでという形になっておりますけれども、今回の当初予算で約11億

円という形になっております。今後、経済対策を国のほうが改めてまたやられるのか、また市独自として先ほど答弁いただきましたように、一般財源で120,000千円強の一般財源があるということで考えるならば、さらに投資的事業については上積みをされて、もう少し、現在の11億円からプラスアルファを考えれば、13億円近くぐらいまでは市として投資的事業をやられるのか、その分についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど平成20年度で補正を上げましたから、その分は21年度の予算から減額しますと。そのあいた部分、穴のあいた部分はちゃんと事業をやりますということを申し上げました。この事業自体は、市の単独になるのか、あるいは国はさらに21年度で景気対策の補正をやるかもしれないと言っていますね。その原資に充てるのか、そのあたりは6月ぐらいまでには大体わかるだろうと思いますから、どういう組み立てでいくかということなのです。

いずれにしても、鹿島市としては実施計画に載せている分からやりますから、これを早まるという形になります。本来は今年度、21年度にできんやったとばってんが、国からの幸いこういう政策が来ましたので、22年度分までくうて今やれるという状況ですのでね、だからそういう状況です。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

先ほど市長の答弁もいただきましたので、何度もになるのかもしれませんが、やはりできるだけ上積みをしていただきたいと思いますので、21年度の予算分に関しましては、できるだけ投資事業につきましては御配慮をしていただいて、できるだけ地元が潤うというか、活性化をするようお願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

今回、21年度の一般予算を含めて、僕は感謝したいというふうにまず申し上げたいと思います。実は副市長以下、事務方の今回の予算書の説明、あるいは作成、非常にわかりやすく、私たちもびっくりしております。非常によかったかなど。というのは、我々も議会基本条例の問題を抱えておまして、市民と議会がいかんして情報を公開していくかということも議論をしていかなきゃいかに途中で、こういう丁寧な資料を出していただいて非常によかったかなというふうに思っております。感謝申し上げたいというふうに思っています。

それに関して、まず、やはりこれからの市政の運営については大っぴらに、オープンにすべきだというように思っております。今回、財政課が中心となってね、事務方のほうで取りまとめたいただいた資料を、例えば今回の予算が通過した後については、いわゆる市のホームページなりに載せる。そして市民、あるいは第三者が見て、鹿島市の市政運営について動きがわかる、僕はそのようなものにすべきだというふうにまず思っております。特に、ふるさと納税の問題もあります。やはり第三者が鹿島に対して、いわゆる知産知消であります、鹿島の総合力なり、あるいは現在の動きなり、あるいは将来を見据えた動きなり、そういうものはっきり公平、公正かつオープンになさなければならないと思います。

今回、そういうことで、いわゆる鹿島の情報をいかに第三者に流すかということですが、ホームページに関する質問でございます。いかが今後されますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、お褒めをいただき非常に光栄です。ありがとうございました。

この資料は、この裏にも書いておりますように、鹿島市のホームページでも公表をいたすようにしております。20年度の方は今載っています。もうすぐ21年度の予算ということで載せるように準備をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

僕は、自分のことながら、余り市のホームページをさわったことはありませんので、どこから入っていくのか非常にわかりませんが、きょういただいたような資料がホームページのほうで自由に取れると、そういうふうに考えてよろしいですか、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。では、そのようにということでございますから、ぜひふるさと納税を含めた形で、いわゆる第三者、全国からみんなアクセスすると思っておりますので、そういう意味で公平、公正かつオープンにということでお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、情報公開条例のことでお聞きをしたいと思います。

市政運営は、先ほど言いましたように、公平、公正、公開ということで、オープンにならなきゃいけないということになります。将来においても、市政運営についてはそのようなことであろうというように思います。そういう中で、情報公開条例を市のほうと、議会は議会では情報公開条例をつくった経緯があります。今の情報公開条例の実際の運用と申しますか、そのようなことについてはどのような形になっておるのでしょうか、現状のですね。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

情報公開条例に基づきまして情報開示請求があった場合につきましては、情報開示できるのか、一部開示なのかなどを審議いたしまして、条例にのった形で開示を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そういうことなのでしょうね、それが情報公開条例の目的であるでしょうからですね。やはりオープンにすることによって、あるいは市民からの請求があったりなんかすることで、いわゆる市民のチェックを直接受けるという意味での、市長がよく言う市民協働の行政運営には必ず欠かせないものであろうというふうに私は思っております。

そこで、今の運用の実績ですが、申請とか、あるいは一部開示をした、そういうのはどれくらいの形で今、市民の方からのチェックがあるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 1 時31分 休憩

午後 1 時31分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

ちょっと今資料を手元に持ってきておりませんが、今年度は1件もまだあっておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

本年度は1件もないということではありますが、実は先日、私は申請をしておりますが、まだ返事はいただいておりますが、申請はしたのがあると思いますが、いかがですかね。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

申しわけございません。私は開示を1件もまだしていないということで言いました。情報開示請求は1件あっております。今、議員のおっしゃられたとおりでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私が実際、申請をしております。と申しますのは、議員活動の中で調査権の問題があつて、いわゆる議員の調査権というのの及ぶ範囲というのが非常に不明確です。担当のところに行って聞けば済むことなのでしょうが、それも文書としてはなかなか出てこないというようなことで、この情報公開条例を使って正式にいただくということに私は常に何かあつたら、大事なものについてはそのようにしておるところです。申請が1件ということは、この条例の活用といいますか、そういうものがなかなか進んでいないかなというふうに、そのように感じました。

それで、何回か私もこの条例、いわゆる昔というか、二、三年前ですけど、担当部長にお聞きしたときに、それは情報公開条例でとらんばと言われたときがあります。これは全員協議会か何かの席でそのように言われたことがありましたので、やはり議員活動の中では、なかなか調査を含めて権限がないのかなと。で、情報公開条例でとったということがあります。

そういう中で、公文書というのが、この前の中川課長の答弁でいくと、メモも判例によっては公文書であるという旨のものがありました。私が職員の方から聞かれた事情について、庁内で報告書が出ていて、私は問題に答えなかったんだけど、答えなかったという報告書がまとめられて、それが公文書になっておると。公文書は、実際はじゃあ何のために使われるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

その前に、先ほど議員から情報公開条例の経過をということでお尋ねがっております。20年度はたまたまちょっと今議員のほうから1つ請求があつているだけでございますが、19年度は全部で17件あっております。18年度も20件あっております。そのうち開示したのが19年度が8件、一部開示が3件、18年度は9件が開示、一部開示が5件という形になっております。

先ほどの、では公文書は何のためにあるのかという御質問でございますが、これはこの前の一般質問でもお答えしましたように、公文書とは何かという定義がこの条例の中に明確に

規定してあります。実施機関の職員が職務上作成し、組織的に管理しているものであります。この前も判例を申し上げましたように、この定義にのっとったものはすべて公文書だと考えております。

情報公開開示請求につきましては、議員であれ、一般市民でございますので、開示請求をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

もちろんそうですね。議員だから開示する、開示しないと、そういうことじゃないと思うんですよね。やはりちゃんとした審査委員会が開かれて、一部開示なのか、全部開示なのかということは当然されるわけで、私は議員だから請求しているわけじゃない。一市民として、あくまでも申請書は一個人としての申請になっておる、これはもう承知しております。だから、そういう意味での質問ではありません。

そういう中で、先ほど課長おっしゃられました、今庁内ではファイル化ということで、何百万円か使って行政事務の効率化をするためにファイル化をされておりますよね。じゃ、公文書というのは、そういうファイル化をされるということなんですが、その点についてはどうですか、どのような処理をされるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

当年度の文書について、当面ファイリングをしています。当年度の分についてはですね。ああ、済みません。ファイリングシステムを導入して——お答えをちょっと変えさせていただきます。

ファイリングシステムを導入しまして、今年度で10年になります。何の意味でファイリングシステムを導入したかという、一つは情報公開開示請求に対応することもありました。ファイリングしている文書については、すべてが公文書だと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ちょっとこれは具体的で申しわけないんですが、私が平成18年7月8日に公文書の一部開示の決定書をいただいて、決定通知をいただきました公文書というのがあるんですが、それ

はどこのファイルと——ファイルといっても大きなファイルじゃないと思うんですよね。一つ一つ情報公開条例に適切に対応できるように分類されていると思うんですね。それがファイリングだと思いますが、どのところにファイル分類されているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

公文書というのは、すべてがペーパー、紙で保存されているものではございません。電磁的記録という方法でも保存ができるようになっております。そちらのほうに保存いたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ちょっと中西議員に申し上げますけれども、質疑は新年度予算に対する質疑に限定をいたしまして、関連質問は自粛をしていただきますようお願いいたします。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ですから、21年度の、いわゆる情報公開条例のことについてのお聞きをしているわけですね。公文書という問題がファイリングというものと、今はファイリングされていますから、実務上されているわけですよね、それをお聞きしているわけですよ。だから、具体的に数字がどうのこうのと言われても、僕は情報公開条例制度そのものについてのお聞きをしているわけですから、議長、御了解をいただきたいと思います。

電磁化をされると。公文書については、例えば何年保存というような形であると思うんですよね。それについては、具体的には今どのような形で処理されていますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

あと1回答えてください。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

すべての文書につきまして、それぞれその当年度だけ保存するものなのか、1年保存、5年保存、10年保存とか、永久的に保存する文書という形で取り決めをいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

わかりました。この後、細かいことについては、委員会なりでそれぞれ委員の方が私の意向を酌んでしていただけるものと期待をして質問をその件については終わります。

今、過日からも今の経済の不況感があって、建設業その他、いわゆる経済の低迷という感

が強いので、例えば、入札する場合の最低の価格制度を引いたらどうだというような提案があったと思います。副市長は、それは今は考えていないということで御答弁があったと思いますが、21年度の予算を執行していくために、例えば請負建設工事、あるいは設計調査、あるいは今回浄化センターみたいな委託業務、あるいは指定管理者に対する行政処分というさまざまな問題があると思いますね。21年度の予算を執行するためにいろんなことをしていくんだろうと思います。

その中で、物品納入を含めて入札をするよということでございました。それぞれ決まっているようなことがあると思います。そういう中で、建設工事について改めて最低の価格の問題、あるいは松尾勝利議員は、県のほうでは5%の底上げを今回景気対策としてしているんだということでもあります。そういう意味で、副市長どうですかね、検討は今年度、21年度の予算執行についてはありませんか。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

昨日、この最低制限価格制度については、2番議員の質問の中でもお答えをしておりますけれども、制度的には財務規則の中で必要に応じて設けることができるという規定はございます。ただ、当市としては、今日までその制度を運用いたしておりませんということをお知らせしました。

それは基本的になぜかということになりますけれども、それもきのう申し上げましたとおりに、県とか、各佐賀市等については、この制度を設けているのは、一般競争入札、これを設けている場合にはこの最低制限価格制度、あるいは低入札価格審査会というような制度の運用をされてはおります。うちは、基本的には現段階では一般競争入札というのは取り入れておりません。できるだけ地域の、地元の中で発注できるようなものも含めて指名競争入札制度というのをとっております。そういう中で、指名競争入札につきましては、事前の審査会の中で経営状況でありますとか、能力でありますとかいうのを十分に審査しますので、その中で十分にこの工事の発注には対応ができるという方を指名して審査をするわけですから、おのずからそういう点で業者の方も理解をしていただいております。

また、きのうも申し上げましたけれども、事前公表制度というのをうちはまだ取り入れております。そういう中で、ある程度の予定価格というのは公表するわけですから判断ができるというようなことで、競争性はその中で発揮をできるという理解をしておりますので、現段階では、その制度については考えていないということをお知らせいたします。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

改めて、21年度の予算執行について、具体的にはやはり建設業を含めて、物品納入を含めて、あるいは指定管理者制については、20年度で4月1日からの契約ということでしょうかから事前に済んでおると。業務委託についても、今回浄化センターあたりは済んでおるということで、その残りの分についての問題であります。最低は今のところ、指名競争入札との関係でしていないということでもあります。じゃあ、一般競争入札せろというわけにもいかんでしょうから、その兼ね合いは難しいなというふうに理解をしておきます。

その中で、例えば、入札結果の報告を公開されているやつをちょっと見てみますと、指名をいただいて入札を辞退するというのが、例えば、浄化センターあたりだと8社のうち2社が辞退をしておると。そして、入札そのものについては参加していないと。指名はいただいたということになっておるようですが、この辞退という問題について、どのような形で考えておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

入札辞退のことについてお答えをいたします。

指名をするのは、一定の基準に従って指名をしております。指名をしたときに手持ち工事の問題でありますとか、予定価格と自分の積算の関係でありますとかということで辞退される場合がよくあります。この辞退をした業者については、後の入札についての不利益を与えないということで処理をしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私も建設業に若いときに携わっておりましたけれども、指名をいただいて辞退をすると不利益があるというようなこと的前提下、一生懸命積算をして入札に参加した経緯がありますが、やはり課長が言われたように、辞退があったからその次の指名に不利益にはならないというのが建前ということでよろしゅうございますかね。そのようなことで執行されていくだろうと思います。

もう1つは、指名をいただいて、何らかの形で指名が延期になったという場合、やはり業者の指名がえとか、あるいは設計図書の見直しとかいうものが当然作業として入ってくるんですが、そういう場合はどのような形でされておりますか。また、件数その他ありましたでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

入札において、指名がえをする場合は、1回入札をして落札者がいないというときに指名がえをする場合がございます。指名通知をした後に入札延期をしたことがあるかというようなことだと思いますけれども、今年度1件、私の知っているところで1件ございます。それは、事務手続上の問題だったということで理解しております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

やはり指名をして、入札をしていただいて、そして契約。あと、契約の内容その他について、21年の予算執行のために一つ一つチェックをしていくということになろうかと思えます。それが適正な行政手続の一番大事なところだろうというふうに思っております。

現在、まだ工事でいえば完成工事人かな、そういう制度は今まだあるんでしょうか。なかなか今そういうふうに単価が、請負の落札価格が低いために、業者間の中でその金額ではいかなものかなというようなことがあろうかと思うんですね。工事完成、あるいは業務委託の完成についての、なかなかかなりにくいというのが現実にあると思えますが、工事完成保証人とかその他についてはどのような感じでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

入札制度については、ここ数年のところでいろいろ変わってきたところもございます。工事完成保証人というのが従来ございました。これが発注者としては工事に不手際というのですか、完成ができなかったときにかわってやってもらうというのが一番安心でしたので、この制度をとってございましたけれども、最近は保証制度に変わってきております。工事については、うちのほうも保証人制度のほうをとっております。あとの業務委託あたりになりますと、ほとんどのことはそれに、それというのは工事に準じた形で運用をやっているわけですが、この業務委託につきましては非常にいろんな問題がございますので、ただいま検討しております。

と申しますのは、清掃工事みたいに一たん何日かとまっても大丈夫だというような場合は、契約が完遂できなくても次の方を入札してまた決めるということが出来ますけれども、警備でありますとか、ごみ収集でありますとか、そういった委託になりますと、1日もとめられないというようなものもございます、中にはですね。そういうのを、今度は再度入札してということではできませんので、そうすると、保証人を立てておいたほうがいいんだろうかという考え方もございます。ただ、その保証人がいるのかというような問題もありますので、現在このことについては検討しておりますので、個々の契約について取り扱いが違ってくるよ

うなこともあっているみたいです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほど課長言われたように、個々の事情によってかなり違って来るんですね。建設工事の場合と業務委託と、あるいはそういう指定管理者の問題とか、あるいは物品納入とか、いろいろあると思います。その中で、これは金銭保証という制度もあります。この前の浄化センターの契約がおくれたということで、入札結果報告が少し予定よりかおくれたという事情があって、金銭保証云々の問題であったということでございましたが、浄化センターの業務委託については、保証人といいますかね、金銭保証じゃなくて会社保証ということで決定というふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

今回の浄化センターの件についての保証のあり方についてということでしょうから申し上げますけれども、これは契約約款をつくる際に、保証人を立てるのか、履行保証制度にするのかというのは当然決めておかなければならないことです。契約約款の中では、今回、うちは従来どおりの人的保証ということで契約をしましょうということをお願いをしておりましたけれども、先方からの意向として、制度的にはそういうふうに変わってきているから金銭保証ではどうでしょうかというようなことの申し出があつておつたということで、これはうちは約款としては発注する側が決める約款ですから、そういう申し入れがあつたからとしても、基本的に決定していることについて変更することはあり得ないということで、従来どおりの契約約款の中で今回お願いをしたところです。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

やはりなかなか個別の問題だから難しいと思うんですね。やはり履行保証、金銭保証、保証にかける人の会社内の保証をつける。これは非常に判断が難しいところですが、指名をしたときの条件といいますか、そういう仕様書どおりに執行したということで、今回は契約が成立したということだというふうに思っております。

やはり先ほどから副市長言われたように、契約というものは、非常に大切な、非常に難しい問題、あるいは事前に標準的な請負契約を提示されて、あるいはみんな承知して成ると思うんですね。だから、その中で契約をする場合、あるいは契約をする中に、例えば、契約

書本体と、あるいはそれに関する内訳書、代価表を含めて内訳書、あるいは特記仕様書というのが、そのことについての仕様書があると思うんですね。どこまでが契約書というふうに見るのか、それはどのような形で今処理をされておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

中西議員に申し上げますけれども、質疑は新年度予算に対する質疑で限定をしていただきまして、関連質問はできるだけ自粛していただくようお願いいたします。答弁はしかし、お願いします。何か手ば今挙げてもらったですかね。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

なかなか私の質問の趣旨が皆さんに通じていないようですが、結局21年度の補正予算を執行するとき、入札という制度を通して執行をする場合が多々あるでしょう、あるでしょう。それについて、一つの流れの中で今どうされていますかということをお聞きしているんですよ。だから、それはたまには個別的なことがあるかもしれんけれども、全体的な考え方としてね、21年度予算の、例えば、建設工事の投資額が4億幾らもあるとしてね、下水道の場合あると、今は工事もしなきゃいかんと。浄化センターの管理業務も、前年度に契約して4月1日から始まるわけですよ。その契約の内容について具体的には今聞いていないですよ。僕はどういう形で指名から契約までいくんですかと、契約の内容についてどのようなことになるんですかと、それを改めて僕は聞いているわけですから、じゃあ、どうして遂行するんです、執行していくんですか。

○議長（橋爪 敏君）

じゃ、答弁をお願いします。竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

では、契約の流れということで御報告というですか、お答えをいたします。

契約書は議員も御存じのとおり双方で交わすものがございますので、双方で契約書をつくってまいります。その中で、条文の中で、特記仕様とうたったことを履行するというような条文はつける場合もございます。だから、特記がついている場合もあれば、契約書の約款の中ですべてが終わっている部分もございます。そういったことで、契約ごとに若干スタイルは違いますけれども、うちのほうで仕様書とか特記をつけるだとか、さらに細かいいろんなことを附帯してつける場合もございます。そういった場合は契約書の中でわかるようになっておりますので、契約書と別とじになったとしても、それが効力を発するものというようにことで、21年度事業を契約時も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そのようなことで、21年度の予算執行が具体的に進んでいくというふうに私は理解をまずはいたしたいと思います。

その中で、21年度の予算について直接言えということでございますから、さっき言った工事については21年度の4月1日からね、予算が通った時点でできると、そして執行されていくということになりますね。業務委託とか、指定管理者というのは、やはり3月31日まで、前年度の分について処理をしておかないと、1日以降の業務ができないということで、事前に多分されると思うんですね。浄化センターの業務委託の問題、あるいは今回、市民大学に対する指定管理者の問題、多分そういう意味ではもう契約が済んでいると思いますね。契約が済んだから、21年度の予算について今度計上されているわけですね。それを執行していくと。そして、議会で承認されれば4月1日からそれがスタートするということになるだろうと思うんですね。それが今、行政の手続の流れだと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

現在、入札し、契約まで終わっている分につきましては、債務負担行為が終わっている分になります。議員御存じのとおり、行政は単年度主義をとっておりますので、21年度事業につきましては、21年度にならんといろいろなことができないということにはなっております。

ただ、先ほど御指摘がありました4月1日から始まる事業はどうするんだということがありますので、非常に言いにくいことではございますが、事前の準備ということでそういうものを進めておまして、新年度の予算が通りましたら事前の手続を進めさせてもらって、契約行為そのものは4月1日ということになる、これが今の事務手続でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そのようなことで、予算のきょうの審議になっているというふうに私は理解をしたいと思えます。きょうの具体的な形ですね、浄化センターで、これは債務負担行為でこの前の議会で可決をしております。それに基づいて入札があつて、契約があつて、そして、きょうの21年度の予算として、具体的に数字は私わかりませんが、上がっておるといふふうに私は理解をするわけです。

その中で、予算のちょっと具体的なことにはなりますが、浄化センターで今回入札があつて、かなり低い落札になっておるといふふうなことで、例えば、20年度の請負ですね。これは同一の業者ですから私も心配するわけですが、20年度の仕事について、例えば、税込みで65,000千円ぐらいの業務委託費があつたと思いますね。21年度については、その半分ぐらい

というような形で今回入札があって契約が終わっているということで、そしてきょうの予算に上がっているということなのですが、そのことについて、余りにも差がひど過ぎると。

いわゆる業務委託というものの内容を見てみると、例えば、課長はこの前は12人体制で、11. 幾らですけれども、12人体制でやっていただいているというようなことがありましたですね。だから、私の心配するところは、本当にその体制でやっていただけるものかどうかという心配をするわけですね、今年度の分については。今年度から3年間ですかね。3年間の債務負担行為で契約を結んでおられますので、心配をするわけです。別の業者だと、ああ、そういうこともあり得るかなということなのですが、従来、20年度の仕事と21年度の仕事が全く同じような条件であれば、かなり業者の方はお困りになるんじゃないかなというふうに思うわけですが、その点については、課長、この前一回答弁されておりますが、どのようなことでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

低価格で入札された金額に関しては私たちも心配をしましたので、先日、谷口議員のほうから質問がございましたけれども、心配した分については業者とも話し合いをして、そして、今までどおりやっていきますということでございますので、21年から3カ年やっていただくものというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

きのうの谷口議員の質問に対して、そのようなことで言われたとっております。やはり私として確認をしたいのは、20年度の仕事量と21年度の仕事量が同じなのかどうかということですね。例えば、私の質問に対して課長はこの前、第2系列の下水の処理場が今度増設されていると。あるいは浜のほうの中継所ができていると。いろいろな形で仕事があると思いますね。だから、そういう意味ではどうですか、20年度の契約の仕事量と21年度の契約の仕事量は全く同じというふうに考えてよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

浄化センターそのものの今までの管理というのはほとんど一緒だと思いますけれども、御存じのように、21年度は浜新町の中継ポンプ場が稼働になります。それから、年度末ぐらいになろうかと思いますが、浄化センターの2系列目、これも動くような形になりますので、仕事量がイコールかと言われると若干プラスの仕事になっていくかと思います。ただ、

じゃあ、今までコストの話で昨年来話をしていますけれども、機械の中での操作でございますので、大きく仕事量がふえるという形ではないと思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほどそういうふうにして仕事量が動く——課長はそう大したことないということで、その金額で将来にわたってもやれることができれば、それはそれでもう業者さんの企業努力ということで私たちも承知するところです。ただ、設計変更という言い方じゃないんだけど、例えば、実際仕事量がふえて、ああ、これじゃこの金額ではやり切れんよと、何とか変更をお願いしたいというようなとき、そういうこともあろうかというふうに思いますが、そのようなことは今回の契約についてはあり得ることでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

変更対象の一つの原因があるとすれば、私のほうで浜の中継ポンプ場を大体9月か10月ぐらいの稼働に見ております。これがもし早くなるとすると変更の対象にもなるかと思えますけれども、それより遅くなっていきますと、プラスの変更対象にはならないということで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

やはりそこが今後のポイントだというふうに思います。契約内容を含めてどういう形で契約書になっているか、私はちょっとまだ存じ上げておりませんが、そういうことであろうというふうに思います。

ただ、やはり谷口議員の質問に対して、例えば、債務負担行為の上限の範囲を当然ポンプ場ぐらいの管理だと超えるわけないんですが、そういう意味で、減額補正とおっしゃいましたですかね、課長は。それをいつごろするということでおっしゃったと思いますが、予定の金額を3年間分用意しておったけれども、それが入札の結果少なくなったと、それをどう扱うかという問題ですが、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

予算にかかわることですので、財政課のほうより。

債務負担が大幅に契約額と離れている場合は、先日も下水道課長のほうより申しましたよ

うに、債務負担の補正を財政課としてはお願いしたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そのようなことで手続的にはなっていくだろう、当然それはしていただかないと、いつまでもその分残しているというのはおかしいわけで、当然していただけるものというふうに思います。

中身が詳細に、もう少し私自身も、今回情報公開条例でこの浄化センターに対する一連の契約についての資料を提出いただけるように私申請しておりますので、そのときに代価表を含めて、内訳書を含めて比較検討した結果の御質問はまた改めてしたいというふうに思っております。

入札制度で私が質問しました。最後ですが、過日、鹿島市の場合は抽せん型の指名競争入札を従来とられておりました、不祥事があった後ですね。なるべく談合を減らし、あるいは官民とのそういうつながりを減らすという意味で抽せん式の指名競争入札をされていましたが、年度途中で指名競争入札を廃止されたというふうにお聞きします。業界にとっては非常に煩わしさがあったというふうなことで、指名は受けたけど途中で帰ってくださいと、外れたから帰ってくださいということになるんでね、非常にいかななものかなど。よその地域についてはなかなかそういうのは導入していなかったということはあるんですが、いずれ年度途中で廃止されたということなんですか、なかなか行政の仕事というのは4月1日の年度がわりで業者にも徹底をしたり何かするんですが、年度途中で変えられたということについてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

入札に関するものにつきましては、4月に変える場合と、それからもう1つ、6月にうちのほうが登記簿を切りかえますので、そのときに変える場合が大体それを基準に変えておりますけれども、抽せん型につきましては、業者さんのほうからも非常に煩わしいですかね、抽せん外れるのは不合理だというような意見もございました。それから、市長も申しますように、地元になるべく受注機会をふやすというですかね、ということもありました。と申しますのは、抽せん型になると2社ふえるというようなことがありますので、どうしても市内で賄えないというのが出てきまして、市外の業者さんを入れていたということもありました。いろいろ検討をいたしまして、年度中途ではあるけれども、抽せん型は廃止しようという決定ができましたので、年度途中で変えました。21年度におきましても、抽せん型を再度導入するというような考え方はございません。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ありがとうございました。21年度の執行が工事だけに限らず物品納入、あるいは業務委託、あるいは指定管理者の行政処分、順調に予算執行ができるような形で、市内の企業を含めて皆さん協力していただけたと思いますので、公平、公正かつ公開、オープンにして、市政の執行をしていただきたいというふうに御希望を申し上げて次の質問に行きます。

市長が演告の中で、第5次鹿島市総合計画の策定に向けてのことをされました。策定についての予算の問題で、国や県に対して特別枠での予算の要望活動ですね。予算の要望活動等に特別枠として計上しておるといようなことで、恐らく1,000千円ぐらいの金額の話ではないかなというふうに思っておりますが、しかも、市長はここの中で、九州新幹線長崎ルート問題の終息後の本市の地域振興のあり方については、新しい総合計画の策定を通じて検討したいと申しておると。ひいては、そのための国や県への関係機関との調整とか、要望活動、諸経費が特別枠で指定計上していると。多分1,000千円のお話がきょう財政課長のほうからあったんじゃないかなと思っておりますが、この特別枠という意味合いですね。今後、要望活動をしていくための特別の意味は具体的にどういうことを考えておられるのか、お聞きをできればと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

中西議員の御質問にお答えをいたします。

今回、第5次総合計画をつくるに当たりまして、通常の総合計画用に555千円と、それから、いわゆる特別枠という今言い方をされていますけれども、1,000千円の予算をつけていただいております。

鹿島市の地域振興のあり方については、議員諸氏にいろいろ御心配をおかけしている部分もございます。いよいよ第5次総合計画の策定に取りかかる年度になりますので、企画課としても力を入れてやっていきたいというふうに考えているところでございます。このことにつきましても、知事と市長の間で大きなところ、大きな道筋をつけてもらいました。それから、県の本部長と市の幹部と申しますか、市長、副市長、教育長以下部長、課長と一緒に意見交換という場も昨年つくっていただくこともできまして、一定の大きな一歩というのはなかなか踏み出せないんですけれども、少しずつ少しずつ前に進んでいると感じているところでございます。

この後は、担当レベルでの個々の事業について関係課と一步一步打ち合わせをしながら、県の意向も聞きながらということになると思います。要求を続けていきまして、形あるもの

にしていきたいというふうに思っているところです。

事務方ではこういうことで進んでいくわけですがけれども、時と風を見てと申しますか、急に動かなければいけない、臨機応変に対応していかなければならないという事態が必ず出てまいります。このときに的確に対応していくための予算でございまして、今のところ、これにというような目的を持った計画はございません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

やはり新幹線の終息後の鹿島市の地域振興のあり方については、非常に大変だと思うんですね。あらゆる意味であらゆる人脈を使って、それこそ鹿島市全体が持っている総合力、これがやはりこれから問われていくというふうに思うんですね。だから、21年度、少し特別枠でそういう陳情活動のための諸経費をつくったというのは、私は大いにそれを活用して、いわゆるだれとどうして鹿島市政の政策を遂行していくのか、あるいは完遂していくのかという大きな問題だと思うんですね。やはり目に見えない形での仕事がトップのリーダーとしての仕事もあるだろうし、それぞれ各担当課長の仕事もあるだろうというふうに思っております。実際どういう形で使うということは現在していないということでございますが、私はそのように思っております。

例えば、明倫小学校をつくるときに、やはり文部省あたりに、今は文科省と言いますけれども、そのときにはかなり担当課長あたりは上京の日々で大変だったというふうにお聞きをしております。そのときには、私も言ったんです。10億の補助金を国からお願いできれば、例えば、何百万の経費は必要だというふうな形で、極端な話ですね、そのようなことを言ったことがあります。大いにこういう今度の特別枠という形で計上してありますので、これは特別枠というのは演告に書いてあるから特別枠と僕は言っているんで、そういう意味で大いに活用していただきたいというふうに思っております。

また、この総合計画をする場合、あるいは地域振興策を云々ということがあります。そのための陳情活動ということであります。例えば、新幹線推進派というグループと、いろんな意見交換をするための関係機関との調整というようなこともあろうかと思いますが、そのようなことはいかが、今後、特別枠の中で想定されておるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私たち事務方にとって、一定の整理がついて、今何をやるかというようなことが求められて、いつもそれを考えているわけでございますけれども、この先を見たときに、鹿島市民と

いう顔しかないわけでありまして、鹿島市民の中でいろんな立場の方がおられますので、いろんなパイプを持っておられると思います。そういったことで、どなたとでも私たちは協議をしながら、お力をおかりしながらやっていくように考えているところでございます。だから、何々派とか何々派とかいうのは、私の中にはもうございません。

それと、先ほど各関係課とつながって要望というようなことを申しました。そうすると、企画課のほうでは新幹線の整備推進課ということになりますけれども、そこは県内の組織を、この間の一般質問の中でも申し上げましたけれども、立ち上げようとされておりまして。九州新幹線の活用に係る全県的組織の設立についてということで、うちのほうにも参加の要請に來られました。こういったところとも常に連携をとりながらやっていっているところでございます。私たちのやれるレベルでは私たちのやれるところで一生懸命やりますので、議員の方々もそれぞれパイプを持っておられると思います。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

なかなか大きな意味では地方分権化の問題もあるし、道州制を言っている人もおるし、いわゆる地域のあり方というのは大きく問われているわけですね。分権化を言うけれども、三位一体はいいけれども、じゃあ、地方に財源があるかというとなかなかできない、自前での財源はなかなか難しいというようなことですね。でも、それが今、地方自治に問われているわけです。企画課長のお話でいくと、そういうことで全力を尽くして、いわゆる鹿島市の総合力ですね、人脈を使い、金は節約をしていくような形での総合力を試されているという認識を皆さんで持ちたいというふうに思います。

先ほど課長のお話でありましたように、整備新幹線の推進課の、県のほうのであります、県のほうも、いわゆる新幹線対策費として上げているんですが、予算は、規模はまだ小さいですね。一般財源として7,000千円ぐらいですね。その事業費としては新幹線を活用した地域の取り組みのリーダーとなる人材を育成するための研修とか、あるいは新幹線を利用した取り組みの指針となるプランの策定とか、まだ取っかかりの仕事が新幹線の推進課のほうにはあるような形であります。23年度までにはどうにかしたいというふうに県もおっしゃっております。というか、佐賀県の新幹線活用の基本戦略という中であるようでございます。鹿島市について今課長が言われましたが、ついでというのはおかしいですが、先ほど出ましたので、このことについてはどのようなことでいきますでしょうか。23年までに、いわゆる今年度の予算も含めて21年度に予算化していない、そういう裏づけ資料もないということであれば、どのような形でやっていきますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

地域公共交通の中で少しお話をしましたように、鹿島市の地域公共交通をどうしていこうかというような大きな問題がございます。この中で、在来線の活用の問題でありますとか、それから新幹線駅ができますところの嬉野、武雄、江北町との連携のとり方でありましてか出てまいります。こういった中で21年度中に計画をつくるようにしておりますので、大きな枠組みの中で新幹線の問題も出てくるものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

課長のほうが先に言われるので、私が追っかけてこうまた改めて質問するような形になりますが、そのことですね。そのことについてちょっとまた改めて質問したいんですが、先ほどの条例化の中で、あれは弁償でしたかね、弁償費のあれで条例化しましたよね。その中で、今回新しく3月につくった組織があるというようなことでもございました。これが、先ほど課長言われるような地域公共交通活性化の協議会を3月につくったということで、この手当の分が多分21年度についても予算化されていると思いますが、そのことはどうですか。法定協議会という正式な協議会でしょうから、当然費用弁償なり、報償費なり、そういうことを出さなきゃいかんだろうと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

3月につくりました協議会につきましては、21年度に計画書をつくって、それについて22年、23年と事業をしてまいりますので、3カ年でその協議会を閉じてしまいます。ここについては、今回、21年度につきましては予算化をしておりません。協議会そのものを条例に載せるようにもしておりません。そこが行う事業につきましては、直接、国に対しての補助を申請いたしまして、補助をもらった中で事業をしていくということになりますので、その補助の状況を見まして、市費をつけなくてはならないという状況になりましたら補正予算でお願いをしていくという形になると思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そうですね、これは直接国と協議会という関係で補助金が出てくるということでございました。ただ、やはり市においても、この法定協議会について、やはり3年間の間、不足なも

のがあれば単独でもつけてやるような形になると思いますが、確かに国交省から直接補助金が出るというふうなことでございました。

これは法定協議会として認められたというのはおかしいですが、そのような形でいいですかね。法定協議会の立ち上げができたというふうに考えていいわけですかね。県内では前回も御紹介しましたが、松浦鉄道、鳥栖市、嬉野市、神崎市あたりが県内で取り組みをしておりますが、鹿島市においても今回立ち上げたということですが、法定協議会としての補助対象になる団体であるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

今回の21年度予算にはこのことは上げておりませんので、直接は関係しないと思いますけれども、3月6日のほうに立ち上げをいたしまして、この詳しい内容につきましては、交通対策等特別委員会がこの後開かれるようになっております。その中で十分説明をいたしまして、意見ももらいながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

どこまで、この法定協議会がどういう仕事をしていくのかということについて、私はちょっと皆目見当がつかませんが、構成員の大体のメンバーを見ると、やはり公共交通に関する、従事されているいろんな企業であったり、団体であったりしておるようであります。やはり鹿島市が今後、疲弊しないような形の一つのきっかけづくりになるんだろうというふうに思っております。

過日、佐賀新聞あたりに鳥栖市の乗り合いと企業の送迎バスの一本化というようなことで、ことしの秋から実証運行していくというような具体的な仕事も出てきております。これが法定協議会の趣旨だろうというふうに思っております。ぜひ、その件については、いろんな団体の御意見によって早急な形でまとめていただきたいというふうに思っております。

次に入ります。時間は大丈夫ですかね。（「総括でお願いします、総括で」と呼ぶ者あり）総括でしょう。

○議長（橋爪 敏君）

中西議員に申し上げますが、大綱質疑でできればお願いします。

○11番（中西裕司君）

質問をやめます。大綱質疑にしていたらそれはおかしいと言うし……（「大綱質疑はちょっともなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

ここで10分程度休憩します。2時45分から再開をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

3番松本末治です。予算書の103ページ、総務費で、一般管理費、報酬の中で嘱託員報酬84人、50,428千円ということになっておりますが、前年度と比較してどういう状況か、お伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

前年度と比較いたしまして、4,300千円程度減額になっております。

その理由は、来年度から税の納付書を嘱託員さんを通じずに発送すると、直接郵送するというので嘱託員さんの報酬を減額させていただいております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

済みませんでした。最初、大綱質疑かどうかわかりませんが、よろしくお願ひを言うとかにやいかんやったですけど、ちょっと総務関係は所掌ではありませんので、お伺いをさせていただいております。

税の納付書の手数が嘱託員さんから外れたということで、その分マイナスになるということですけど、先般も、今から始まっております、いろんな国の事業、経済対策関係で、松尾征子議員のほうからも区長さんあたりで対応してもらえばとか、また、北村総務部長も区長さんに御理解を得ておりますからというふうな話もあっておりましたけれど、そういうふうな関係、ふえるということは特別手当というようなことは考えていないわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

嘱託員さんとして御苦勞をいろいろお願いしているのは十分理解しておりますが、報酬として上げるという考え方は今ありません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

はい、わかりました。

それでは、続きましてもう1件、同じ総務費の中で108ページ、9目、交通対策費の中で、1.報酬1,863千円、交通安全指導員報酬25人ということになっております。なかなか交通安全指導員さんのお願いが、状況を聞いておりますと、実際、先般私も祐徳ロードの交差点で同じような業務に携わりましたけれど、かなり厳しい、体を使う、頭を使う交通安全指導だと思っておりますけれど、いろいろ尋ねておりますと、結構、交通安全指導で出ておられるという状況のようですけれど、内容等についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

これも先ほどの嘱託員さんと同じようなお話ですが、確かに、交通安全指導員さんには本当にありがたく思っております、活動につきましてはですね。こちらに上げてさせていただいておりますように、2,000千円以下、25人の方、年額の報酬ですが、その中でいろいろな活動をしていただいております。

確かに厳しい、いろんなイベント、内容ということですが、先ほどありましたように、祐徳ロードレースとか、鹿島おどりのときとか、浜の花火のときとか、いろんなところで出てきていただいております。本当に指導員さんの気持ちで動いていただいていると思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

わかりました。交通指導員の皆様には私からもお礼を申し上げておきたいと思っております。

もう1つ、ちょうどそのページの108ページの市民会館費の工事請負費、市民会館施設整備4,700千円ということで上がっております。いつかも、この前の指定管理者制度の審議のときも出たかと思っておりますけれど、かなり市民会館も老朽化をしてくている、建てかえにやいかん、市長のほうからもそういう答弁があったんじゃないかなろうかと思っておりますけれど、先般、2月の月に珍しくと、幸いなことですが、同じ部落の御子息の結婚披露宴に3回

程度参上いたしました。1つは嬉野、1つは佐賀、1つは諸富ということで、本当にもったいないなというような気持ちでいっぱいでありました。

そういう中で、今、鹿島の中心市街地活性化、いろんな形で取り組みがなされておりますけれど、今のままではそれこそ疲弊していくばかりじゃなかろうかと思っておりますけれど、市民会館プラス結婚式場じゃなかですけど、過去、昭和40年代は市民会館の3階の大会議室で結婚式、披露宴があっていた。私も出席した思い出がありますけれど、あれでは今の世の中に、もちろん利用者はなかろうと思えますけれど、できればあの中心市街地、駅前通りにぼんと太い市民会館的なホールをつくり、それとあわせてブライダルホールまでというふうな取り組みを、これは21年度予算に関係なかかかもしれませんが、将来的な考えとして、できればそういうふうなことをやってもらえば、商店街もまた飲んだ後の二次会、あの寂しくなっておる親富孝通りにも親富孝ができるような金を使うことができるんじゃないかと思えますけれど、市長、これから先のできれば国庫事業でも取り入れて、そういう対策をしていただければと思えますけれど、お伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御質問は大綱質疑にも21年度予算にも関係ございませんが、お答えいたします。次は期待をいたします。

実は、私もこの前そのことを考えたんですね。ブライダル産業というのは、すそ野が広いですよ。ブライダルにはぶら下がったいろんな商売がありますのでね。だから、市民会館をつくる時にそういうことまで考えたらどうやろかと、非公式にある課長ともおりゃぎゃん思っばってんないという話はしました。それだけのことです。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ありがとうございました。本当に関係ない答弁をいただきましたけれど、将来的にですね、本当に市長が6期目を目指されるかどうかわかりませんが、ぜひ鹿島市の発展のためには必要不可欠じゃなかろうかと思えますので、よろしく願いをして、特に課長、まだまだ現役だと思えますので、そういう面、考えていただきたいと思えます。

よろしく願いします。これで終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2点、お尋ねをいたしておきたいと思えます。

1点目は、予算説明書じゃなくて、先ほど財政課長が説明をしてくれました予算参考資料によってページを申し上げたいと思います。

42ページのナンバーでいきますと、2の企画費の地域振興策の検討に関する件が1つです。それから2つ目は、46ページの34番に当たります新工業団地造成事業について、その中身の私たちのとらえ方について、市長のお考えをお尋ねしておきたいというふうに思っております。

まず、地域振興策の検討に関してですが、この地域振興策については議会にも示していただきまして、ぜひとも新幹線、その後の対応として、行政としてしっかりひとつ背負って頑張ってもらいたいし、我々としても我々の立場から頑張ってもらいたいという意思表示等もしてまいってきているところでございますが、そのうちの骨格部分と、すべてが骨格なんでしょうけども、特に市長が過去、もう過去でもございませぬが、ことしに入ってから、国道498号と有明海の国立研究所の鹿島誘致の可能性の高さ等については、ことし1月に、例年開かれております1月5日の賀詞交換会等の場においても、市民の皆さん方にもそのことについてはかなり可能性の高い、現出という言葉が適当かどうかわかりませぬが、知事からの表明を受けておるといようなことを申されてきております。

その件について、ここでお尋ねをしておきたいのは、3月6日に地元の土井県議さんが一般質問でこの件に関して質問をしていただいております。私も関心があってケーブルテレビの録画を撮ってございましたけど、498に関して知事の答弁ですけど、平成16年に国道498号線について、幹線道路のネットワークとして位置づけをしまして、おおむね20年でいい道路にしていきたい。走行性の高い道路にしていきたいということについて発表をいたしました。その後、新幹線の関係で特別支援策ということで、準高規格道路を短い間にといふようなことで御提案をいたしましたけれども、それについては調整の整うことにならず、現在の私の認識としましては16年に発表した、つまりこれが残っているというふうに考えておりますということで答弁をされております。

言葉の定義の問題がわかりにくいんですけど、現在残っておるのは16年の提案ですね。つまり、走行性の高い道路、これで県としては整備を20年かけてやりたいという立場をとっておられると。私たちが市長の発言をとらえて、そういうふうにもとってきた面もあります。あるいは一方では、準高規格道路、それまでの特別策としての提案の。その準高規格道路というとらえ方と両面ありそうな気がするんですよ。だから、走行性の高い道路と準高規格道路という点の違いですね、今後、この実現に向けて21年度から本格的に予算を計上して進めていくように予定をされておりますので、その目標のとらえ方の問題、どういふふうにお考えなのか、そこら辺について、定義づけについて見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

知事答弁を私も手元に、ここ議事録、まだ完成したものじゃないかもしれませんが、持っておりますが、その後16年に発表したこのことについては残されているという位置づけで、今後、498号の整備に取り組んでまいりたいと存じますということで終わっています。

私が直接、知事さんとこれはもう3回お話をしました、このことについて。それで、私のほうは、平成16年に公表をされた県内の幹線国道の中で4本、これをあれもこれもというわけにないから重点的にやりますということを16年に発表されました。そのうちの1つに、国道498号を走行性の高い道路で整備をするということがございます。これは鹿島―武雄間についても、この計画どおり実施をしてくださいという要望をいたしました。

知事さんは、計画のあるものについては計画どおり実施をいたしますと、こういうふうに私と直接の話ではそういうことで、3回ともそれは確認をしておりますし、一番初めは、うちの議長、土井県議もそこに同席しておられましたので、そのことは聞いておられると思いますし、また、3回目は、ほかにも複数おられる中でそういう同じ発言をしていただいております。

この走行性の高い道路というのは、去年、道路愛護協会の総会がありました。そのときにこの4本は走行性の高い道路で整備をいたしますということをまた道路課長さんが言われましたので、そのときまで私はちょっとあんまり気づかんでおりましたけど、多久の横尾市長さんが走行性の高いというぎどがんことですかということを質問されました。そしたら、走行性の高い道路というのは一般の道路とアクセスをしない、立体交差をする、そしてスピードを出せる、こういうのが走行性の高い道路といいますというお返事でしたので、私は走行性の高い道路というものは県の課長さんの説明どおり、そういうふうに受けとめております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

この際、技術的な立場から、ちょっと建設部長にお尋ねをしておきたいと思うんですけど、今説明のあった走行性の高い道路というのは、一般の道路との平面交差をさせない道路だという定義づけを県が多久市長の問いかけにお答えになったということなんですけど、準高規格道路という、その定義とですよ、道路構造上どういうふうなところが違うのか、説明、今できますか。できなかつたらまた委員会の場でもいいかなとは思いますが、定義づけの違いはどこにありますか。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

御質問の道路につきましては、今、資料等を持っておりませんので、関係法令等を調べましてお答えをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私が知事に要望したのは鹿島－武雄間ですが、498号は鹿島から伊万里まで県内はありますのでね。私は、伊万里から武雄まで今少しずつ整備がなされております、具体的にはああいうのをイメージしております。だから、同レベルだろうというふうには想像しています。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

議論が詰まっていけばね、今のところは出口、入り口の話ですからさほど関係ない話かわかりませんが、これが実現に向けた最終的な議論になった時点では、やっぱり問題が出てこないとも限らない面もありますので、国土交通省でいう道路構造令上、どういうふうな違いがあるのか、料金を取るとか、取らないとかいう違いからあろうかと思うんですけども、そこら辺について後で、それでは今の部長の答弁をお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の46ページの新工業団地造成事業の基本計画等ということで表示をされておりました、5,000千円の予算が計上されておりますが、これは前年度であります今年度から調査作業が進んでおるということは既に説明済みで私たちも承知をしておるところなんですが、私も現在の工場団地は谷田工場団地を残して、あとは予定がないということでもいいのかなという質疑等をしてきた経過もあります、委員会等でね。そういったことからすれば、鹿島市の今後の雇用政策から考えれば、必ずしも谷田工場団地がインフラ上の問題で引き合いはあったけれども、なかなかそれが実現に結びついてこなかったという、そういういら立ちもあったわけなんですけど、そういう背景は背景として一応置いて、お尋ねをしておきたいのは、1つは今日の経済の状況からして新たな工場の進出の環境というのは、この事業を始めようかという1年、あるいは1年半前の状態からすれば予想していなかった想定の状態が今出ていますね。そういったところで、既定方針どおり新しい工場団地を特定したわ、土地を買って押さえたわ、費用をかけて造成はしたわ、ところが、また、売却が今の経済情勢でできないわということで、谷田の二の舞をする可能性が出てきた一つの環境に置かれていると、そういうふうに思われるわけなんですけど、そういった点で、既定方針だからとにかく基本計画をつくって、早目に土地は押さえておくという方針でいいのかなという疑問がございますので、そこら辺の今後の計画は計画としても、展開がどのように想定をされておるのか、現下の情勢において市内での考え方についてお尋ねをしておきたいということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

まさにおっしゃるとおり、これは2月5日の西日本新聞を私ここに持ってきています。これはどういう内容なのかといたら、佐賀県内で5カ所、大型の工業団地の造成が始まると。経済専門家は、時期を逸しており、塩漬けのおそれもあるというふうな指摘をされているという内容の西日本新聞の記事でございます。ずうっと読み進んでいきますと、やはり別の経済評論家も、立地が進まず塩漬けになるのが心配だ、巨額投資だけに県民の厳しい目は避けられないと。まさに今おっしゃったような、御心配していただいているような、そのものが記事にもありまして、また別の記事が、宮崎県の東国原知事の記事が載ってございましたけれども、宮崎県は工業用地が他県に比べて少ないから、2009年度に20ヘクタール規模をやろうと。時期は大体背景としてわかるけれども、当初に1カ所分として32億円を計上したという別な記事もありました。

それからまた、別な見方といいますか、今後の開発に期待される見方としては、立地、よそから引っ張ってくるんじゃないけれども、いつか出てきました商業、農業、工業、そういった商農工が連携しているんなアイデアを出していくことも必要だろう。食品加工でも、特産品に付加価値をつけてブランド力を生み出せば大規模な生産ラインにもつながると、こういったこともやっぱり考えていくべきじゃないかという意見もあります。

さて、私どもが5,000千円、今回の基本設計に計上してお願いをいたしております。こういった記事というのは、私どもがこの調査はもう昨年からずうっと進めてきて、今、はっきり申し上げまして4カ所に絞っています。これを1カ所程度に絞ろうかなということで、5,000千円を昨年末ぐらいに新年度予算のほうに計上してきたわけです。考えてきたわけです。ところが、やっぱりこういった御時世に変わってきたということですので、これは総合的に判断という言葉、どうなのかわかりませんが、こういったいろんな御意見はやはり真摯に受けとめて、十分考えて進んでいくべきだろうというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全く今言われたとおりでありますし、また、部長が答弁したとおりで、私は1カ所に絞る、それから次に着工するというのは段階を違えようと思っております。絞るまではやりますけど、これを着工するかどうかというのはまた次の判断だというふうに区分けをして、この問題に対しては対処していきたいというふうに思っています。

考え方として、実は今の部長、あるいは課長とも話をしたんですが、今ちょっと景気が悪

過ぎるから今着工するのはちょっと危険が大き過ぎるという考えがあって、傍らには景気が上向いてから着工しよっては遅いという考えもあるんじゃないかと。大別すればそういうことで、私自身もこれを即着工ということの決断するとかなんとかいう段階には至っておりません。

今申しあげましたように、まず1カ所に絞ることをやりまして、そして、次に着工するかどうか、あるいはまた、いつ着工するかということについては、次の段階の判断だというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

大体わかりましたが、ということは、この計画それ自体、いわば机上の計画については、5,000千円かけてつくり上げるという考えなのか、それともその計画自体を場合によっては、この5,000千円の予算については凍結をして状況を見るということなのか、前者か、後者か、そういった点ではどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

はっきり言いまして、この5,000千円という予算は絞り込むための予算だというふうに認識をしております。したがって、今回断念を例えばしたとしても、この適地調査というのは生きますので、絞り込むまではこの予算でしていきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

絞り込む作業をしなくても、今市長が懸念されるような、いざとなったときという懸念もあります。しかし、絞り込むことによって発生する懸念も出てくるわけですね。その絞り込みによって出てくる懸念というのは、公費を使って一たん絞り込みをすれば、公表というものが出てくると思います。公費執行されて、その事業の成果品はどうなったのかと。それこそ先ほど来の議論じゃないけど、情報公開条例に基づく提出を求められたとき、これは秘密、行政の極秘事項だから出せませんという議論の話ではないと思うんですね。私が懸念するのは、過去ですね、ちょっと聞いてってくださいよ。過去、北公園をつくる予定地のところ、あそこは水田であったわけなんですけど、あれは過去、あそこの埋め立てをしたいという地権者が複数いらっしゃいましたが、あの埋め立てにはなかなか市が同意の姿勢をとってこなかった。これはなぜかと言えば、あの下流部の、特に雨季には一雨降れば水につかっておりましてですね、旧NTTのところから郵便局一帯。そういったことから、あそこの遊水池的な

要素も社会的にあった。そういうことから、将来ここは行政によって何らかの開発を予定したいという説明をされてきておった。そういうことから民間の借り上げをやるとういうときにも、埋め立てによる造成、仮設にしる許容してこなかった。そういう結果として、あそこに北公園を整備するということになってきた。そういう流れが先々代の市長の時代からあったわけです。

だから、一たん行政目標として土地利用を公にすれば、そうしたひもがついてまいります。そういった意味での後者を選択した場合の波紋が出てくると思うんですね。ということでもありますから、この執行それ自体も時を急ぎ過ぎていいのか、よくないのかという判断も私はありそうな気がします。そういった点で、執行については慎重であってほしいという思いがあって、今この場に立っておるわけなんですけれども、市長の見解は今言われたような見解ですので、この一言で変わるとは思いませんが、そういう問題があるということです。十分ひとつ検討をいただくようお願いをいたしたいと思いますが、検討だけはしてください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そういう御指摘をいただいて、ちょっと私どもに検討をさせてください。そして、これはまだ今の段階でやらないという決定ができれば、それはやらないで済むわけですけどね。しかし、まだやるか、やらないかはやっぱりもう少し調査が済んでからと。それから、ここが適地だと。ここを例えば、準工場地帯のように、ああいうふうな指定をするのか、あるいは候補地として最適だという位置づけでいけるのか、そういう面を含めて研究をさせてください。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

あと、指定をして、そのほかの懸念材料としてまた地上げの問題も出てくる。いろんな派生する問題も出てまいりますので、総合的に判断をしていただいて、執行そのものをひとつ十分検討していただければという要望を申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。お尋ねをしていきたいと思いますが、まず、今回、市長の提案理由の説明の中で冒頭申されておりますが、市制施行55周年を迎える本年云々ということで、市として何ができるかを探求していくとともに新しい未来へ向かって道筋をつけてまいりたいと思います。そのためにも地域産業、地域経済の振興、行財政改革への取り組み、定住人口、交流

人口の拡大などを重要政策してということで書かれておりますね。確かにそういうことは必要だと思いますが、私はこういうふうに上げてありますが、今回の予算案を見る中で、じゃ、こういうのが本当に具体的に目に見えて、ああ本当だなというような予算になっているかということで見えておりますが、一部そういうものもないとは言いませんが、本当にみんなが安心できるんだなというふうなのを見出せないというのは残念に思いますとともに、これは市長の耳には入らないかもわかりませんがね、議員はだれでも嫌というほど言われていると思いますが、「鹿島はもうどがんなつとかい」と、「このまま行くぎ沈没すつばい」と、もう本当、大げさなようですが、いろんなどころに行って、いろんな人から顔を見れば言われるというふうな、そういう状況にあるわけですよ。

私は基本的にお尋ねをしたいと思いますが、極端に言いますと、桑原丸が今まで長い航海をしてきたと。いろんな困難な道もあったと思います。いろんな問題があったと思います。そういうことで、私はこの1年間、21年の予算1年間というのは桑原丸が船着き場に到着するのか、さらに再出発をしていく年度になるのかによって、この取り組み、予算執行のあり方も変わってくると思いますが、その点について市長のお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

次の選挙に出るか、出ないかというのを暗示するような答弁をしなければいけないということになるわけですが、それはさておきまして、私自身の例えば締めくくりと、これは1期1期ですからね、そういう面で。しかし、特別ですね、じゃあスタートの年だから、あるいは締めくくりの年だからということで大きく変化するということではないと思います。

やっぱりしなければいけないことは着々としなければいけませんし、また、例えば、1期4年、最後の年だからといって自分で全部仕上げ切るというものでもありません。これは継続をしていくわけですので、そういう点では、やっぱり私自身は着々と前に向かって進むという気持ちであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、まあ難よくお答えいただきましたが、私も本当、松浦市長、矢野市長、馬場市長、桑原市長、4人の市長に接してきたわけですね。その中の松浦市長は職員として接してきました。彼が市長のときはね、まだ世の中が今から上向きになっていこうというときですから、本当に私も職員でいたその時期を見ますと、今の職員さんたちは本当に気の毒だなと思うくらいの状況だと思いますね。矢野市長のときにはどうだったかということ、本当、あの

人のときには建物とか箱物を建てればいい時期でしたね。どんどんどんどん建物を建てていく。私たちは仏つくって魂入れずなんていうようなことも言ったりしましたがね、そういう時期だったんですね。馬場市長のときはその後の大変なときだったと思います。

馬場市長が最後のお話をここでされたとき、私は本当、議会ではいろいろ馬場市長ともやり合いましたが、最後、本当、大変なところ頑張ってきたですねと言いたいくらいに大変な時期を過ごされたと思いますね。もう皆さん方も職員でいらしたと思いますが、そういう時期だったと思います。さらに、桑原市長になったらまた大変だったですね。特に何といいますかね、自民党政治の悪いところが全部出てまいりましたし、それが地方政治に嫌というほどかぶってきたと。さらにその後、小泉大先生の後ですね、構造改革なるものが出され、社会的にもうけさえすれば何をやってもいいというふうな、そういう政治の中で本当に地方の政治が押しつぶされますし、そのことによって市民の暮らしが大変な状況になってきたと思います。

その今までのまとめといいますかね、それが今の国政にも来ているんじゃないかと思えますよね。もうまさに自民党政治の終末的な状況というのはね、もうはっきりしてきたんじゃないかと思いますがね、そういう中での国会での審議もまだ非常に不安定な中で、どうなっていくかわからないという中での予算編成であり、それから予算執行をしていかになくちゃいけないわけですがね。幸い選挙に利用するためでしょうが、これははっきりしていますがね、ばらまきのお金をいただいたおかげで思わぬ事業をされて、桑原市長もにこっとしているわけですがね。そういう状況の中で進めていかになくちゃいけないわけですが、しかし、やっぱり今の状況を見ますと、その後に控えているのが、それこそ大変な状況はね、もうはっきりしていると思います。3年後にですか、消費税の増税によって財源をつくっていくというふうな、そういう問題とか、ないお金、ないと言いながらこれだけのばらまきをやるわけですからね、どこに何が来るかと心配をするのは私だけじゃないと思いますが、そういう中ですので、よっぽど状況をしっかりと見きわめながら財政運営をしていかないと、上だけが行き詰まるんじゃないかと、私たち自身が、がしこもろうとったとけしもうたない、使わんぎよかったないというふうな、そういうふうには極端にはならないと思いますが、そういう状況になると思います。

だから、本当に使うお金を、せっかく使うんだから何に今使わんといかんのかということをしっかり見きわめていただきたいし、そのためにはやっぱり今の市民の人たちの隅々からの生活を私はしっかりとらえていただいて、そういう人たちがああよかったと、鹿島はどきやんなっかいと思よかったどん、こいで息ばつかるっばいというふうな、そういう運営を私はしてもらいたいと思うんです。要らんことを言いましたが、具体的なところで質問をいたします。

まず、説明書の30ページと31ページに関連して質問したいと思いますが、人件費と物件費

の問題ですが、私はこれを見て、あっと思いましたが、賃金が物件費で上がっていますね。これは前もそうでしたかね、今度からでしょう。賃金は物件費で上がっているというのを見て私は驚きましたが、ということになりますと、予算書の中に職員の給与の問題で全体的な職員の数とかが出されておりますが、これで見ますと物件費で上がっている人たちの、働く人たちの数というのはね、総合的に出てこないと思うんですよね、総合的に。冒頭、1ページのところに、歳出予算のところ、平成21年度では247名、58人、これは賃金職員ですね、削減率19.0%になる見込みである。職員数も30人をピークに現在は16人と——これは議員数ですね、ということで、この辺で書いてありますがね、じゃあ、賃金を減らす、職員を減らして財政をつくり出そうという計画で取り組まれておりますが、具体的にそれじゃ、その人件費として上がっている、これは正職員の人たち、それに部類する人たちと思いますが、物件費と上がっている職員の人たちが何人全庁にいらっしゃるのか、今、総計何百人の人で鹿島市の仕事をやっているのか、まずお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

臨時的任用職員さん、これが20年の4月1日で申しわけございません。今現在も動いておりませんので、5名です。日々雇用ということで、4カ月、4カ月の雇用をされている方がおおよそ60名前後いらっしゃいます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま5名と60名、65名ですね。こういう形で御報告いただきましたが、こういうことになりますと、これは説明書に書いてあるのでは21年度、減の58名ということですが、結局は正職員の方が、もちろん突発的に職員の必要な部もあると思いますが、大体そういう働く人たちがおって当然だというような状況になると思いますがね、この辺はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

済みません。先ほど60名前後と申し上げた中にパートの職員さん、給食センターとかで米飯給食とか、そういうのだけに従事されている方がうち30名前後いらっしゃいます。ちょっと申し添えておきます。

で、実際、職員が今、財政基盤強化計画で最終的に職員数の目標がございます。その後の、

それまでの計画年度までに早期退職された方たちの仕事を臨時的任用職員さんで賄っていただいております。これについては、確かに正規職員並みのお仕事をしていただいております。ほかは、日々雇用職員さんについてはあくまで事務の補助という形でしていただいているものでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

事務の補助であっても仕事は仕事ですからね、必要な部類だと思いますよね。それはそれでいいですが、それでは、お尋ねをしますがね、賃金を物件費ということで上げるということは、人としての扱いをされていないと言われても私は言い過ぎでないと思いますがね、その辺のそういう人たちの対応というのはどういうふうになっているのか、まずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、賃金が人件費でなく物件費というのは、これは全国的なルールでございます。給与費明細に載せておりますように、人件費というのは、報酬、給与、手当、共済費、この4つが人件費になって、日々雇用の賃金を物件費として扱うのは、これは全国的なルールで、多分、ちょっと法律名とかわかりませんが、そういった分類で仕分けるようにするのが、これが財政上の全国的なルールでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ルールは財政上のルールかもわかりませんがね、賃金というのは人にやるわけでしょう。物件ですか、物件。あなたがそういう立場に立ったらどう思いますか、物件として扱われた場合に。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

私が申しましたのは、財政の分類上の区分でございまして、職員としてのいろいろな待遇とか、保険の待遇とか、そういったものは当然、職員の身分として扱われるものでございます。あくまでも財政上の全国的なルール、地方公共団体の財政というのは、とにかく他団体との比較、そして、同じルールでの統計をとって、そしていろんなものに、その自治体の財政状況とか、そういうものを分析するものでございますので、そういった意味で、全国的な

ルールとして、この賃金というのは物件費に分類するように定められておりますので、鹿島の判断で、これは人件費だというわけにはまいらないというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何度言っても同じような答弁になると思いますが、今、特に派遣社員なんていうのが問題になっていますが、この人たちも全部物件で上がっていますね。そういう状況でしょう。今までおかしかと思いきややらなかったですかね。やっぱりおかしかと思えば、上におかしかとじゃなかですかと言うべきですよ。やっぱり人を物件として扱うなんて。また後で同和の問題も言いますが、人権の問題、何度も言いますがね、言葉づら、これは決まりやっけんそいでよかでしょうと、こんな許されぬものはないと思います。ここをあとと言っても平行線だと思いますので、次に行きたいと思います。

説明書の32ページ、ここに指定管理委託料ということで指定管理をされている分が上がっていますね。指定管理をされる大きな要因というのは、人件費を抑制するためだということですね。じゃあ、昨年の20年度の人件費と21年度、これだけ指定管理制度に持って行ってからの人件費との違いはどれだけになりましたか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

申しわけございません。予算参考資料の90ページをお願いします。

ここに給与特会の20年度と今年度の予算の比が出ております。そこで30,023千円が出ております。これが20年から21年度に指定管理に移行することによって表に出ている数字だと考えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは指定管理に移行した分だけの数字ですか、ほかの職員の異動とか、その他はあっていないんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

これは、確かに今議員おっしゃられますように、指定管理によるものだけではありません。あくまで全体で人件費がこれだけ減っているという形の説明です。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃあ、もう1点、指定管理の問題でお尋ねしますが、ここに17指定管理された分がありますが、この分を全部市が直営でやった場合と指定管理にした場合の経費の違いというのはどのようになっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

この施設を全部市の直営でやった場合の試算というのは現在ありません。

指定管理に移行した時点では、例えば、従来までは経費がこれだけかかっていた、指定管理に移行してこれだけになったというふうには、それは出てきますが、ただ、その後、やっぱりその事業がいろいろまたふえたり減ったり変わったりします。これで移行した時点の経費の差というのは出てまいります、今の時点でこれを全部市の直営でやった場合の試算というのは現在持ち合わせておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃあ、次に移りたいと思います。

42ページです。新規事業として海外派遣事業、大学に1人やるということですね。確かに、諸外国との交流も私はいいと思いますが、何で途端に新規事業で出されたのか、今のこういう財政難だという時期に、ましてや、これは職員を派遣するんですか、職員ですね。職員もぎりぎりの状況でされている中で何で今大学へ派遣するのかということですが、その点についての御説明をください。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

これは、釜山外国語大学に短期の語学留学を派遣するものでございます。長年かかって検討してきたことがやっと実現できたというふうにとらえていただければありがたいと思います。

釜山外国語大学のほうからは2名行政に派遣というのですかね、交換みたいなことで来ていただきました。その方が高興郡との交流のときに通訳をしてもらうとかいうようなことで今活動をしていただいているところでございます。

現在、鹿島市において韓国語に堪能な正規の職員というのはございません。これからも交流が続いていく中、こういった職員のスキルアップというのは非常に大事だということなので、今回予算化ができたものでございます。

行く行くは、これは釜山外国語大学のほうに高校生あたりを短期の語学留学ができればというふうに事業展開を考えているところでございます。そういったときに電話のやりとりができるような職員がいるというのは非常に大きな力だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、趣旨はわかりました。電話のやりとりというたら、今市民の中にも職がなくて困っている人もいますし、韓国語ぐらいぺらぺらの人もいますからね、そういう人の（発言する者あり）そういう人たちを市が雇ってすればいいもんですよね。確かに交流することはいいと思いますよ。

ただ、時期が時期ですし、職員の皆さんもそういう状況でね、向こうからも職員としてこっちに来られたという交流でプラスも出てきたかもわかりませんが、ついでですから言いますが、今、高興郡との交流もあっていますが、あれも本当にどうなのかなと今思いますよね。民間の交流はいいでしょうけど、経済的効果とか、その他の面でどうなっているのか、その辺の具体的な報告などはもう全く聞いておりませんしね、その辺でやっぱり見直すというのですかね、また、出発点に立って考えるということも今、私は大事じゃないかと思います。

先ほどの件はぜひ、そういう大学へ行った子供が遊んでいる人いますよ、雇わんですか、それこそですね、今のような状況ですから。お答えになりますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

行政の中にはいろんな仕事がございます。その中で一つ一つのことに対して、一つ一つ職員を雇っていくというのは非常に大変なことでございます。職員採用の中にそういった特技を持った方がぜひ受験していただいて、入っていただければ非常に助かるというふうに考えます。

ただ、現在はいない状況でございますので、現在の避難的な処置といたしましては、臨時を雇って置いておるより仕事の中でやっていただける、それが効率的だというふうに考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

臨時じゃなくても、目的を持って雇うことだってできるんですからね、その辺は。それはいいでしょう。

次に行きます。

47ページです。蟻尾山公園の管理事業のことで、クロカンの芝生再生のために松の木を伐採するというので、今回200本を切るということですが、ここの公園の植樹については、公園ができた時点から専門的な人から非常に苦情が来ました。どういう苦情が来たか。大きくなった後のことは考えんで密植してね、業者のもうかるばかりじゃなかったかいというふうな、そがんと監督はせんとかいというふうなね、現実的にそうですね。最近もずうっと切られたところもありますね。だからその後、結局、切られていったところもありますが、ここはやっぱりクロカンのコースだということは最初からわかっていたと思いますが、そういう計画は全く考えないで最初から植樹をしてきたんですか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えします。

今、クロカンコース、御承知のように約2,000本程度ございます。今回、1,000千円の予算をお願いしているわけですが、予定として200本程度伐採をしていくという計画でございます。その後も年次計画で考えておるわけですが、過去、佐賀陸上競技協会の会長さんとか、そういう方から寄附をいただいたということでお伺いしております。その中で今、平成9年ぐらいなんですけれども、こういうふうに大きく育ったということで——いや、そのときに2,000本おいただきましたということでお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

寄附だろうが何だろうがね、余分な分はする必要はないわけですね。じゃあ、1,000千円かけて伐採をするわけですが、この伐採した木というのは全く使いものにならんわけですかね、ただで捨てるわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

21年度、200本程度予定しております。今年度につきましても120本程度、御承知のように

伐採をしております。

それで、その後の用途、使った後というのは、ちょっとまだ私は確認しておりませんが、その辺は今年度も120本伐採したと。その後どうしたか、ちょっと今のところ確認はいたしていません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

あとの確認ができていませんと無責任ですよ。積んであったですよ。やっぱり1,000千円かけるわけですからね、どがん、あとは使いもんにならんやろか、何か必要かとおらんやろかぐらいのね、そういう幾らなか、今は本当一銭でも欲しかときでしょう。そうでしょう。ならですね、そういう100本200本、私は材木の相場とかも知りませんし、わかりませんが、あなたがわからんならどこか専門家に聞くとか、そういうのを利用する人に聞くとか、私はそんなふうになら、1,000千円要るなら、そのうちの例えば50千円でも収入があれば違うですよ。捨ててその辺に枯らして散らかすより、そういうことはお考えになりませんでしたか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今のことは後で答えるかわかりませんが、木を植えるときは密植して植えるんですよ。しとかないと、ぽーんとして植えておけば日光が全部当たります。そしたら雑草が物すごいんです。だから、杉とかなんとか密植して植えて、大きくなったら間伐するでしょう。そういうことですから、密植自体が悪かったというふうには思っておりません。

ただ——もう考えとらんとやろ、あと。私自身もそういうところまで気が回っておりませんが、もしお金になるようなことがあれば、それはそういたします。努力いたします。

○議長（橋爪 敏君）

松尾議員にちょっと申し上げますけれども、松尾議員も文教委員でございますので、大綱質疑でひとつよろしく願いいたします。

○14番（松尾征子君）

お金にならないときは市民の人に利用できる人もあると思いますので、こんなの要りませんかというふうなね、ほったらかしておけばただのごみですから有効に活用してください。これも幾ら寄附でもらったといっても、もともとは金ですし、伐採するにもお金が要るわけですから。

次に行きたいと思います。関係のあつけんがと言われておりますが、言わせていただきます。

51ページです。関係のところは大分飛ばしておりますので、申しわけありません。

51ページの一番下に市営住宅管理事業で市営住宅解体工事ほかとありますが、どこの市営住宅を解体されるのか、どれくらい解体されるのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

解体住宅につきましては、小舟津住宅と、あとほかに1軒ちょっと考えております。

（「どこですか」と呼ぶ者あり）小舟津住宅を1軒、それからあとはまだ未定でございますが、1軒。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

未定だけど1軒ということですが、ずうっと1軒1軒市営住宅をつぶしていかれるんですかね。

今ですね、住宅の欲しい人、特に家賃の安い、本当、今仕事をされている人も——いつも同じことを私は言いたくないんですが、仕事をされている人で、やっぱり鹿島は家賃高いですからね、40千円、45千円、広いので60千円と、そういうところに住んどった人でもね、今の生活水準では、収入ではもうやっていけないというようなことで、安か家賃のところば探してもらえんやろかということで、最近も私、本当、あなたこがんとこでよかねというようなことで1人入っていただきましたがね。そこは本当安くてよかったので入っていただいたんですが、今、よく皆さんから、市営住宅の閉まっとつとぼってん、なし貸しんしゃれんとやろかというふうな、そういう声を聞くんですけど、今閉まっている、閉鎖している住宅がありますか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

住宅の解体につきましては、マスタープランにのっとりまして解体する住宅というのを決めております。これは計画的に解体をするようにいたしておりますけれども、確かに今、解体予定で現存する住宅もございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

計画に従ってまじめにお仕事をなさるのはいいわけですがね。しかし、あなたたちは自分たちのするのはそういう形でしていながら、住宅問題で特別言えば、計画に立てとったのが

いよいよ来年となったときに、なった途端にお金がなかけん延ばしますなんて変えられるわけでしょう。特に今の市民の皆さんたちの雇用状況、経済状況の中で、本当に少しでも安い住宅が欲しいとおっしゃっている中ですので、もういよいよ住まれんところはしようがないですよ。そういうところはしようがないでしょうけど、マスタープランにのっていますから、そういう計画にのっとしてじゃなくて、やっぱり百年来のこういう状況と言われるときですからね、その辺はやっぱり状況に応じて対応するということが私は必要じゃないかと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

藤家部長も今議会で定年でありますので、シビアな問題は私のほうでお答えをいたします。

現実を申しますと、解体計画を住宅マスタープランで指定しております。しかし、まだ住んでおられる間は、その家屋については解体ができません。だから、待っていると言ったらまた語弊がありますから、ちょっと怒られるかわかりませんが、そこを立ち退かれるといたしますか、転居されるといたしますか、そういうことを待ちながら我々は計画を進めている状況ですので、そういうときが今来ているということになります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

住まれているのを待っているというのも、これはいかんことですが、住まれているところじゃなくて、あいているところで今閉まっているところもあるわけですよ。西峰団地なんかもあるでしょう、そういうところも。そういうところもあるわけで、そういうところを今の状況だから貸すようにしたらどうかと。マスタープランは、それは1軒1軒崩していくというのが計画でしょうけど、計画は変更すればいいわけですからね、その状況に従って。そういうふうな取り扱いはできないのかと言っています。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

今、あいているというところは、この住宅マスタープランにのっとなった形で維持管理をしております部屋数については、今空き室はありません、現実的にですね。先ほど申しました……（「ありますか、ありませんか、どっち。ありますて言うた」と呼ぶ者あり）今、ありません。聞いておりません。

解体をいたしますのは、先ほど市長からありましたように、用途廃止を予定しております住宅の中であいた場合はやりますと。それと、先ほど申しました小舟津住宅につきましては

あいておりますので、1軒ということで予算に計上をさせていただいております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

部長、忙しいでしょうけどね、聞いておりますじゃなくて、たまには現地も回ってみてください、市営住宅のですね。お願いします。あとは言いません。

次、66ページです。

これも福祉関係ではありますが、障害者の皆さんの問題ですが、自立支援法ができてからの問題が非常に大きくなっている。特に、長くは言いませんが、応益負担ということで、今作業所などもあります。例えば、やっぱりそこで利用料を払わんといかんというふうなことで問題もあっておりますし、作業所に対しては行政として援助されていると思いますが、そういう応益負担があるために障害を持つ人で自宅にいらっしゃる人にもお金の負担をお願いせんといかんから誘えないというふうなね、なかなか誘えないと。出てきて一緒に働いて、働くというほどのお金ももらわないわけですけど、一緒にしたほうがいいから来んねというふうなことがなかなか言えないというふうな状況に今あるという事実があるわけですがね。

こういうのに対して、もちろん、この応益負担ということ自体をもとのように戻して取り組んでいかなくちゃいけないということもありますし、国としても、いろいろ自立支援法については考えなくてはいけないとは言っていますが、この応益負担を廃止するという事態はとっていないわけですね、今の話し合いの中では。私は、作業所に通っていく人たちというのはそんなに多い人じゃないですので、この人たちに直接そういう負担をしなくていいような援助を私は行政としてすべきだと思うんですね、自立を本当にしていただくために。本当この自立支援法ができた後、皆さん何とおっしゃったか、皆さんも御存じと思いますが、自立支援じゃなくて自殺支援法だなんて、本当に社会的な言葉になりましたよね。そういうこの法というのが、本当に障害者の人たちの思いやるものになっていないというふうな今の実態があるわけですが、そういう面ではいかがでしょうか。直接利用する人たちに利用料の援助といいますか、そういうのはお考えにならないのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

自立支援法は、御存じのとおり、18年4月から施行になりまして、与党の申し合わせの中では3年間の中で見直しを行うということで、昨年の後半ぐらいから一部見直しが行われて、昨年の7月ぐらいたったですかね、所得に対しては今まで世帯の中で見ていくものを障害者は障害者本人で見るとかということで、従来やっていたよりか利用者の負担というものは軽

減をされていると。

それとあと、今年度、先般、21年2月ごろですけれども、プロジェクトチームというか、その中で、自立支援法の見直しの検討の基本的な方針ということで何項目か上がっております。それを来年度実施に向けて検討するというので、その中でも議員申されましたようなことでの応益応能の見直しの問題が出ておりますので、当然、議員が申されますような方向になるのではないかというふうに私どもは考えております。

端的に、今申されました市単独でも助成を考えたかどうかというようなことではございますけれども、今申し上げました見直しの状況等を踏まえていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、国はいろいろ進めてはいるんですがね、応益負担を全面的になくすというような、そういう状況にはなっていないと私は見えています。

じゃ、次に行きます。

74ページ、道路、公園、河川、港湾というのでありますが、具体的にですが、改良事業などというのも載っておりますが、今、これは県道ですかね、市内あちこちきれいにされておりますが、道路の状況などをです、もちろん利用している人たちから要求が、あそこは崩れているとかいろいろ入ってくる分もあると思いますが、管理者としてね、道路の状況の点検というのを計画的に決めてなさっているという事実がありますか。

○議長（橋爪 敏君）

平石都市建設課長。

○都市建設課長（平石和弘君）

道路の維持管理の通常考え方ということですが、定期的に維持管理係におきまして、3名体制ですけれども、パトロールの実施をいたしておるところでございます。

なお、やはり道路管理者として管理瑕疵、こういった事案が一番いけないと思っております。それで、現在、各区長さんには随時そういった穴ぼこでありますとか、いろいろな危険箇所についてはすぐ通報、お知らせをいただいております。そういったことで大変助かっておりますので、あとは私どものパトロールに足りないところ、そういった見えにくいところ、そういったところを区長さんの御連絡によりまして、すぐ対応をするという体制で今行っているところでございます。

以上です。――失礼します。これは制度といたしまして、数年前に郵便局の外務の方からの通報を協定の形でお願いするというので制度として持つておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

最近は道路もただ単に舗装するというんじゃなくて、しゃれた舗装とかもいろいろなされているんですが、具体的にもうお願いしかありません。旭ヶ岡公園の花のトンネルです。あそこは結構はげて、かちやかちやというたりとかいろいろありますが、非常に危ない。高校生が何遍も滑っているそうです。カーブのところ、実高の入り口のカーブもそうです。どが言わんばいかんかね。実高に入っていくところがちょうど上から下りというぎ、カーブになっとなつてですね。なっとなつてでしょう。あそこ、それからその下。それで、本当にですね、「たんびたんびというごと滑るとばい」と近所の人がおっしゃいました。もう危のうしてたまらんということですがね。もういろいろ言いませんが、そういうのがありますので、ぜひこれは早急に20年度でもしてください。

それともう1点です。以前も私お尋ねしたんじゃないかと思いますが、例えば、水道事業だとか、公共下水道事業で掘りますね。掘った後の埋め戻しの問題で、ここでお話ししたと思いますが、大体そのとき、ある程度落ちつかないと上のかぶせができないというふうなことでおっしゃいましたけど、その辺の埋め戻しについてはどうなっているんですか。工事が終わった途端に埋め戻す。なぜかという、しま模様ができたり段ができたりして、その後が非常に危ない状況ですね。

例えば、この前行きよったら、あそこのララベルの先から明倫小学校のプールのほうですかね、あっちに入っていく道路、あそこも何十メートルかそのままの状態です。近所の人に言わせると「非常に危ない」というようなことを言われておりますが、そういうところの埋め戻しについては、私は掘る前、真つすぐしとったわけですから、それのように、またより以上によくしていくのが本来だと思いますし、その予算はついていると思いますがね、その辺の点検はちゃんとなされているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

私のほうからお答えを申し上げます。

議員おっしゃっているのは、多分、工事をした後の路面の復旧の件だと思いますけど、まず、基本的なことを申し上げますけれども、例えば、水道にしても下水道にしても、まず路帯を掘削した後は路面まで一応埋め戻しをいたします。ある程度、石粉等で補修をいたしますけれども、最終的には仮舗装という形で舗装した後しばらく自然の転圧に任せるということでございます。その間もちろん、路面がへっこんだりした場合は補修等をいたします。そして、最終的にある程度、沈下が済んだという状況で、本復旧でもとの形に復旧をいたす

ということで、そういう形でやっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう1点確認しますが、その復旧をしますというのは、例えば、5メートルあったところの3メートル、真ん中を掘った場合にその分するのか、全体的にしてくれるのか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えを申し上げます。

先ほどおっしゃられたのは幅員を全部するのか、その分するのかということでございますけれども、その全部する、しないというのはある程度、やはりその掘削によります影響等を考えて、全面復旧するのか、部分的にするのかということになるかと思っておりますので、その辺の判断は道路の幅員、もしくは損傷の度合い等によって、やはり現場現場によっては状況が違いますから、その辺は現地等を見ながら、現地に合ったような施工をしていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

なぜこういうことを言いますかという、埋め戻して舗装し直したときに段差ができるんですよ。大きな段差じゃなくてもね、例えば、今ばあちゃん車なんかで行きよっぎにゃ、つかつかっわけですよ。私たちだって足つかかっ年になりましたが、つかかって言うぎいかなですね、何て言う……。だから、あのところはね、やっぱりきれいになっとかんと危ないんですよ。あれは事故でも起きたら大変ですね。

例えば、具体的にじゃあ、今私が言ったのは水道関係ですか、おたくが答弁されましたから。ですが、公共下水道でしょうかね、ララベルから明倫小のところに行くところ、あそこも模様になっていますね。だから、ああいうところは特に近所の人もおっしゃっていましたが、「危なかけん早くしてもらいたい」というふうな、その辺、ぜひ今どこが云々じゃないですが、そういう現場があるところは見て、あのくらいの幅はもう全部し直さんといかんですよ。あのくらいの幅。確かに10メートルも幾らもあるところでどこかちょこっと掘ったとはそこまで、それでも本当はし直さんといかんと思っておりますが、その辺の予算はとってあると思っておりますので、お願いをします。答弁はよかです。

66ページで先ほどちょっと忘れておりましたので、もう一遍。これも福祉ですが、ごめんなさい。

9番に乳幼児医療費助成ということで、本当、これはありがたいことに桑原市長のヒットですがね。それはそれでいいですが、もういっちょ言いたいです。

つい二、三日、一人のお母さんがおいでになりました。高校生、中学生、小学生、3名の子供さんを持っていらっしゃるね。もうとにかくけがばすつと、そのころの子はね。それで、病院代のどがんかすつぎ3千円1回に払うてくつときもあつて、何とかならんでしょうかと言うて、小学校に上がるまでしか今ただじゃなかもんねと言うて、そいぎ、医療保護ば受けられんですかと言いんしゃったですけどね、それくらいやっぱり大変だということですね、子供たちの。活発に活動すればする子ほどけがをするわけですね。うちの中でゲームどんして、じいっとしとっ子は何もせんわけですがね。そういう方がやっぱりいらっしゃるわけですね。

今、全国的に見ますと、高校卒業まで無料だとかいろいろありますが、さらに市長、これの年齢を引き上げていくというお考えはないものか、お尋ねをします。（「大綱質疑じゃないですけど、答えんばらんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

今度最後にして。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今の財政状況の中では無理だというふうに思っています。そこまでできるのが一番ベストでしょうけどね。

○議長（橋爪 敏君）

松尾議員に申し上げますが、自分の所掌の件については、（「もうやめます」と呼ぶ者あり）できるだけ大綱質疑をお願いします。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

予算書の230ページです。福祉、教育関係が多かですもんね、今。

ちょっと私も専門的にはよくわかりませんが、今回の浄化センター委託料の件で、きのうもちよこつと話したんですが、常識的に大幅に委託料が減っているということで、業務に差しさわりのないかというのがやっぱり一番心配なわけですね。これはだれもがそうだと思いますが、具体的にわかりませんので、まず委託管理業務、すべてどういうことをなさるのかということをお尋ねします、内容。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

今回の浄化センター委託管理料には、浄化センターと21年度完了していきます浜新町の中

継ポンプ場、それに中牟田のほうにありますグリーンセンター、それに中継ポンプ場が途中にありますので、そういうポンプの管理でございますけれども、これをまず電気で起動をさせる。その起動をさせることによって流入水を受け入れる。そして流入水を消毒、あるいは曝気させて、最終的には乾燥させて脱水ケーキを出すという形になります。その途中の作業をずうっとしていただいて、脱水ケーキを運ぶのはほかの業者でやりますけれども、そこまでの業務のお願いをいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の御説明では、これまでと同じじゃなくて、浜の中継ポンプ場の分がふえると理解しているのですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

今年度、21年度に浜中継ポンプ場、9月か10月ぐらいには供用開始が始まると思いますので、それから先の管理についてはふえるということになります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、20年度までは何名の職員さんで対応されておりましたか。そして、21年度からは何名の職員さんになるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

人員については、きのうからもお話しになっておりますけれども、12名体制、1名は本部づきの方がいらっしゃいますので、四六時中いらっしゃらないと思いますけれども、基本的には12名体制ということになっています。

来年度、21年度からというのは、来週ぐらいには組織図が来るかと思っておりますので、そこではっきりすると思っておりますけれども、今回の低入札がありましたので、業者のほうとお話をさせていただいておるのは、最低10名はつけますよということで確認をいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、まだ21年度の体制が決まっていないという状況だと思いますが、少なくとも10名には

してくれということでおっしゃっているということ（「向こうから」と呼ぶ者あり）ああ、向こうからですね。はい。そういうことになりますと、これまで12名いらしてなさっていたと。さらに今回は浜の中継ポンプもふえるというふうな状況ですね。じゃあ、今までの分が余分な分がいたのか、それとも逆に今度する分が少なくて、その分仕事ができないんじゃないかという、そういうことですが、どんなにとらえられていますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

きのうもお答えをいたしましたけれども、私たちの設計書の中では11.3名という数字が出ております。そういうことで、今確認をしておりますけれども、最終的には来週あたりに組織図ができると思いますので、それを見て判断をするわけですけれども、先般お話があったのはですね、そういうふうに向こうから申し出があったということで御案内をいたしました。以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

本来ならですよ、こういう体制の確認もやっぱりして、入札もせんといかんのじゃないですか。そうせんと本当に仕事を安心して任されるかどうかと。例えば、ここが12名の体制でなさるとなれば、例えばですよ、何が起きるかというのはもう見えていますでしょう。働く人の賃金カットですよ、それしかないでしょう。会社がもうからんで、今までの賃金では雇えませんからね。今、これだけ雇用問題も大変になっている中で、行政がお願いするところにそういうことがあっちゃ絶対いけないわけですよ。ここのところはちょっとやっぱり許せませんよね。こういう形で契約をするというのは私は絶対許せないと思う。安ければよかじやなかわけですよ。お金ば節約しよっけん、節約せろと私も言いますが、せんでよかところはそういうふうですからね。だから、ここはもう少しね、はい。何か市長が答え……（「暫時休憩をちょっとお願いします。確認しますから」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 4 時 21 分 休憩

午後 4 時 22 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開をいたします。

ここで10分間休憩します。4時30分から再開いたします。

午後 4 時 22 分 休憩

午後 4 時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほどの人数の答弁の中で10名と申し上げたのは、向こうの業者のほうから最低10名は用意しますからというふうなことであったもので紹介をしたところですけれども、現在11.5名程度になります。1名は本部づきでございますので、毎日はいらっしゃらないという形ですけれども、先ほどからありますように、中継ポンプ場も増設になりますし、12名を確保していただく形で、近い日に組織図ができると思いますので、そういうふうにさせたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私、こういう業者との契約とかは専門的にわかりませんがね、例えば、向こうから10名ほどにということと言われたときに何も言わんやっただですか。そいぎ仕事はね、今まで12名でしたとにそいではでくんみゃあだいと普通なら言うですよ。あなた一番責任あるわけですから、そこでね。そいをせんで、あら、はいはいと言って、こうはよくなかですよ、そういうあれはね。

それで、ちょっとお尋ねしますが、入札をするときとか、契約をするとき、これは新規じゃないですからね、その条件としていろんなのがあると思いますがね、そういう組織の問題とか、そういうのは全然うたわれていないんですか、そういう中には。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

委託契約の中に、何人でしなさいといううたい方はあっておりません。ただ、こちらが出している特別仕様書、これには例えば、夜勤交代がございますので、夜勤は2人でしなさいとか、そういうふうな仕様書をつけて契約をするということになっております。

それから、先ほど10名と言われて何も言わんやっただとねという話ですけれども、いや、私のほうはもう十分その話はしております。今まで、そしたらどういことだったのか、そしてどういふうに仕事をしていくのかという話をして、そのときに、来週、16日以降に組織図を提出しますからということでしたから、組織図を見たいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

基本的に、あなたのほうでは11.3と言いきったのですかね——という形で出していると、そうでしょう。それが一応契約書といいますか、その入札の条件といいますか、そういうのになっているのですかね。例えば、そうだとするならばですよ、さっきも言った新規じゃないわけですね、今までずうっとしてきたわけですからね。じゃあ、そういう部分についてやっぱり明らかにせんといかんと思うんですよ、どうだったのかというのは。なあなあでは済まんことですよ。

だから、例えば、条件として11.3という設計書を書いているのであればですよ、それにない10名というふうな形で出てくるとすれば、これをそのまま受け入れてよかわけですか。約束としてそれだけが基準ですよとしっかりと基準より低い数字で向こうが出してきた場合にね、うん、そいぎちかつとよんにゆう一人きばつきよかたいねでは済まんことですからね、その辺はどうなるんですか、基本以下で出てきた場合。あなたの基準を出した以下で出てきた場合。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

11.3人というのは、費用を出すための算式の中で11.3人と出ますので、ただ、特別仕様書の中では人員を何人にしなさいという数字は出ておりません。ただ、今あっておる質問の中で、現行12名でしているのに、中継ポンプ場もふえるのに10名になるのはおかしいじゃないかと言われることはよくわかります。そういうことで、もし10名で出てくれば、あとこの2名分の業務をどうするのかというのは当然打ち合わせしますし、この2名分にはぜひつけていただくようお願いをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

10名で出てきたときは2名分ばどがんすつかとかね、どがんすつかの問題じゃなかわけですよ。はっきりしとっでしょう。今まで12名必要やったわけでしょう。だから、少なくとも12名は置かんばいかんわけでしょう。それと中継ポンプ場もふえますからね、それがどれくらいの仕事量になるかは別としても、1つだけまた余分にふえるわけですから、どうしてもそのプラスアルファは要るわけですよ。じゃあ、おのずからこれだけ経費が減って、まず人件費だけ考えても、この運用をどうしていくかということはね、お願いをしたあなたたち

としても、うん、安かったけんよかばい、ほいほいでは済まされんことで——ほいほいはしとらんでしょうけど、申しわけありません。でしょうけどね、しかし、そう言いたいですよ。だから、そのところをもういっちょぴしゃっとしてせんとね。私はね、一番は人件費の削減になると思いますよ、これは。このままの12名おったけん12名と、今まではそいぎ何やったのかと。10名でよかったとば余分にしとったのかとなってくっぎですよ、今までのことだって問題になってくっですよ。

しかし、今までの12名体制でちゃんとしてもらってきたわけでしょう。じゃ、それだけのことをやるためにはね、やっぱりその体制づくりをせんといかんわけでしょう。そして、その枠というのはこのわずかしかないというような、ほかにも経費は要るわけでしょう、人件費だけじゃなくてね。もちろん会社だってね、ある程度はもうけんといかんわけですよ。もう今までしてきたけん、もうけ過ぎとっけん今度からもうけんよかじゃなかわけですよ。そういうことをさせちやいかんわけですよ。

恐らく今のような仕事がない時期ですから、会社としてもとにかく仕事が欲しいという一心だったというのはわかりますよ。わかりますけど、そういうことでね、どこかにしわ寄せが来る、業務にしわ寄せが来る、働く人たちにしわ寄せが来るというふうなね、こういうことは絶対に許しちゃいけないんですよ。ましてや、鹿島市が発注するんですよ。民間のだからするんじゃないですよ。市内の業者を守る、市民を守るという市が発注するんですよ。それをいいかげんなことではだめなわけです。私はいいかげんと言いたいですよ、これはね、そういうことなら。それは安かったけんいいかげんじゃなかですよ。人数の問題だけとっても、余りにもそこを詰めていないでしょう。どうですか、どうなさいますか、ここ。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先般、話し合いをする中で、まだ組織図を近いうちに出しますからということでしたから、私はそれを見ればいいというふうに考えておりましたので、今はっきり言っておられませんけれども、12名で今まできているわけですからね、12名でさせるようにいたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

課長はね、12名でさせるようにいたします。それで問題解決じゃなかですよ。

じゃあ、この委託された予算の中から12名の人たちが今までと同じ条件で雇い入れられるのかどうかという、そこもあなた責任持たんといかんですよ。（発言する者あり）そうですよ。（「それは違おうもん」と呼ぶ者あり）だってですね、このままでいけば、丸々そっち

に使うのならまた別ですよ。丸々というか、ほとんど人件費。しかし、会社としてもそういうわけいかんでしょ。だから、そこまでですよ、そりゃ責任といってもね、何かの責任は違うですけどね、当然でしょう、そりゃあんた市が発注するんですから。後は私たち知らんばいじゃ済まんわけですよ。やっぱりそここのところはどう御指導なさいますか、働く人たちの。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

知らんふりしたり、知らんふりせんやったりということじゃなくて、原則としてですね、これは企業側が自分で経営の中で考えられることです。私たちが特に発注者として、こうしなさいというふうなことは申せません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに企業側が考えることでしょうけど、これだけ委託料が減ったわけですから、おのずからその割で言っても大幅に賃金が減るということは考えられるわけですよ。会社が何もかも犠牲にしてね、働く人のためにというばかりやられんわけですからね、いろいろあるわけですから。だから、その辺についてのね、やっぱり私たちは、そこは企業がずっとやっけん知らんですよと、そういう無責任なことを市長言っちゃいかんですよ。あなたが責任を全面に持つところじゃないですがね、そういうのを考えていかんと、そがんことばしよっけん、「鹿島市はいっちゃん市民のために思わん」と言わるとですよ。ですから、そここのところはね、やっぱりこんだけのことで、もう明らかにそうなることはわかっていますから、ぜひその辺をぴしゃっとして働く人たちの条件も守りながらね、そして、いけるのなら、ちゃんとした形が出てからまた私たちに示してくださいよ。ここでどがん言いよったってね、平行線でしょうね。（発言する者あり）だから……（「そんな言えんですよ」と呼ぶ者あり）ですからね、そういうふうにしてください。お願いします。いいですか。絶対そこまでしてもらわんといかんと思いますよ。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、まだ何か……

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それは無責任とかなんとかいう問題じゃなくて、一つの独立した会社です。例えば、工事を発注したところが社員に幾ら給料ば払いよんさっこっちゃん、こっちは知らんですよ、わかりませんよ。そこまでですよ、じゃあ、この工事は発注したから幾らの給料ば払いなさいと、そういうことは言えないでしょう。これは会社側が自分の経営の中で、社員との信頼関

係の中で決定をしていかれることですから、行政はその中身に関与できないというふうに、私はそういう立場をとっています、今度の場合に限らずですね。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

知らんですよでは済まんですよ。大体どのくらい、それをこっちが指示をする、せんは別としてもね、やっぱりつかんでおくべきだと思いますよ。例えば、今の状況は知りませんが、以前、土建関係なんかでも公共事業で発注しますと1人の賃金というのははじかれるわけでしょう。じゃあ、その分の賃金がね、丸々従業員の人のに行っているかという、行っていない状態がいっぱいありましたよ。そういうところなんかでもやっぱりつかんで、実際どんなに動いているのかというのはやっぱりつかむべきですよ。市が委託したりね、発注するわけですから。もうそこはいいです。ぜひそのところはちゃんとしてくださいよ。そうじゃないと、これはやっぱり問題ですよ。はい、いいです。

最後にしたいと思います。

さっき、一般会計でちょっと私は言い忘れておりましたが、これはお願いをしておきます。

説明資料の81ページ、私は、財政運用、その他行政の運用もそうですが、やっぱり一番大事なのは公平な財政運営、行政運営だと思います。これは市長もね、常に何か言うと公正にやらんといかんですから、そこばかりはできませんという答弁をいつもなさってきておられますがね、ところが、そういう中でやっぱりいまだに改善されていないのが同和事業の問題です。

ここで一つ一つは問いませんが、今回もさほど大きな変わりは前回とないようです。いつも申し上げておりますが、具体的に内容の提示を文教委員会までをお願いをしたいと思います。よろしくお願いしますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

私のほうからお尋ねですけれども、内容と申しますと負担金等のことをございますか。

（「済みませんね。もういつも言っていますから、十分御理解いただいていると思ひ込みまして、申しわけありません。すべて項目ごとにですね」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

発言は許可を得てからしてください。許可を得てから。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

少し長く立っとなってください。済みません。笑い事じゃございませんがね。

それぞれ項目ごとに負担金だとかいろいろあります、旅費だとかね。すべてについて、そ

んなに多くないでしょう。今までももらっておりますがね。それを事細かく単価も含めて出
していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

はい、わかりました。御指摘のとおり提出をいたします。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それじゃ、終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

まず、市長はいつも大綱質疑、大綱質疑と言われるわけですがけれども、ちょっと市長の日程調整といいますか、特に現状ですね、過去の常任委員会の予算委員会で出られたことはない気がします。ですから、細部にわたって市長がおるときに聞きたいというのが議員の今の願望だというふうに思います。ですから、要するに委員会に出席要請をされたら来られますか、どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

本会議で全部委員会並みにしてしもうたら、1回で済むわけです。その方法もあると思います。

そして、そういう要請があればいつでも私は出席します。また、それが義務であり責任でありますので、要請があるときは言っていただければいいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

ぜひひとつ要請があったら出てきてもらって、お話を聞いていただければなという気がいたします。特に、先ほどから細部にわたる質問ということで大変おしかりを受けておりますが、特に現状そういうことで、市長が来られないから聞きたいという方が各自されております。ですから、もう本会議一本でやってもいいわけですがけれども、せっかく予算委員会というのがありますから、ぜひ必要あったら予算委員会にも出席を願いたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も実はそのことを意識したことはなかったんです。慣例でね、私のスケジュールをつくるときも出じよかごとなつとるものですから、何も意識しとらんやったんですけど、改めて言われれば、そして、ここで大綱質疑に統一していただけるということであれば、それはほとんど出ます。そして、ぴしっと区分けができれば一番いいわけですからね。はい。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

じゃあ、質問を1点だけお願いいたします。

これもちょっと大綱質疑にならないかと思うんですけども、実は、各課3つぐらいにまたがっている部分があると思いますので、きょうぜひお聞きをしておきたいというふうに思います。

といいますのは、現在、急傾斜事業並びに現年発生の災害復旧等の予算が費目存置をされております。これから雨季が実はまいります。そういう中で、急傾斜事業においても、現在総務課が調べるようにした、各区長さんから上がってきた危険箇所等を見ておりますと、150カ所から上がっているわけですね、現状。しかし、年次別に見ますと、余り計画性が少ない事業が非常に多いなという気がするわけです。

といいますのも、まず、土木事務所基準といいますか、そういうものが当てはまらない箇所も相当たくさんあるんじゃないかという気がします。現在、補助金で運用されているわけです。農地にしても、あるいは急傾斜事業にしても、現状の半分が県の補助、4分の1が市の補助、あと4分の1の25%が自己負担という大きな負担があるわけですね。しかし、採択基準にのらない箇所をする場合、自己負担が全部になってしまうという状況があります。しかも、災害が起きて、何といいますか、二次災害のおそれがある場合は早急な対応が必要なんです。ですから、事業採択を待たずしてもせにゃいかんというのが現状にあらうかと思うんですよ。

そのためには別個、やっぱり総務課あたりで今調査をされておりますから、現状、市の単独の細則なり条例をつくって、ある程度の補助対象をつくっていかないと、なかなかこの問題は解決しないんじゃないかという気がするんですけども、そこら辺についての今の考え方をちょっと述べていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたしたいと思います。

確かに、議員おっしゃられましたように、そのような場合が多々あると思います。急傾斜地、今、都市建設課で担当しています急傾斜地崩壊防止事業や農林水産課の農地災害基準等で当てはまらない危険箇所がたくさんあると思います。今の県の制度とか市の制度の中では対応できません。

しかし、場合によっては人命にもかかわることでもあるし、市民の財産にもかかわるといことは十分理解します。でありますので、課題もいろいろあると思いますので、非常に判断の難しいものであると思います。でありますので、今この場で明確にお答えすることができませんので、今おっしゃられたように関係課がまたがっております。どのような対応ができるか、研究をさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

ぜひひとつ研究をしていただきたいと思います。

特に市民の生命、財産を守るのも一つの大きな行政のお仕事だろうというふうに思います。それが、災害が起きてからは非常に危険度が高いという状況がありますから、ぜひひとつそこらの詰めた話し合いをしていただいて、よりよい方向性を探っていただきますようお願いをしておきます。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いわゆる急傾斜地崩壊防止事業ですか、これは例えば、民家が何戸以上連檐しているとか、そういう条件がありますね。確かに、ここには民家なんですけど、公費を入れていきますね。私たちとしては、一つの民に対して補助はできないという基本的なスタンスを今まで持ってきました。また、これからもそうです。じゃあ、理屈として5戸以上ならいいのに1戸ならだめなのかと、このあたりが非常に私たちとしても悩ましいところなんです。しかし、私たちは結局、税金をおいただきして、皆さんからおいただきました税金で公的な役割に対してその対価として払うわけですので、このあたりに該当するのかどうかということなんです。ぜひ研究をさせてください。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑は一応これにてとどめ、会議規則第36条第1項の規定により、議案第1号は各所管の常任委員会に分割して付託し、議案第2号、議案第7号及び議案第8号の3議案は総務建設環境委員会に、議案第3号から議案第6号までの4議案を文教厚生産業委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明13日は午後1時から各常任委員会を開催し、付託された議案関係の現地調査を行います。14日、15日の2日間は休会とし、16日、17日は午前10時から各常任委員会を開催します。18日から23日までの6日間は休会とし、次の会議は24日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時56分 散会